

磐梯町過疎地域持続的発展計画

福島県磐梯町

(令和7年6月改定版)

磐梯町過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

目 次

1. 基本的な事項	1
[1] 磐梯町の概況	1
(1) 位 置	1
(2) 地形及び自然的条件等	1
(3) 歴史的概要	1
(4) 社会的概要	1
(5) 経済的概要	2
(6) 過疎の状況	3
(7) 町の経済的社会的発展の方向	4
[2] 人口及び産業の推移と動向	5
(1) 人口及び世帯数の推移	5
(2) 人口及び世帯数の見通し	6
(3) 産業の動向	6
表 1-1 (1)	8
表 1-1 (2)	9
表 1-1 (3)	9
表 1-1 (4)	10
[3] 行財政の状況	11
(1) 行 政	11
(2) 財 政	11
表 1-2 (1)	14
表 1-2 (2)	14
[4] 地域の持続的発展の基本方針	15
[5] 地域の持続的発展のための基本目標	15
[6] 計画の達成状況の評価に関する事項	16
[7] 計画期間	16
[8] 公共施設等総合管理計画との整合	16
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	17
(1) 現況と問題点	17
(2) その対策	17

(3) 事業計画	17
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	17
3. 産業の振興	18
(1) 現況と問題点	18
(2) その対策	19
(3) 事業計画	21
(4) 産業振興促進事項	21
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	21
4. 交通施設の整備、交通手段の確保	22
(1) 現況と問題点	22
(2) その対策	23
(3) 事業計画	24
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	24
5. 生活環境の整備	25
(1) 現況と問題点	25
(2) その対策	27
(3) 事業計画	28
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	28
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	29
(1) 現況と問題点	29
(2) その対策	30
(3) 事業計画	31
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	31
7. 医療の確保	32
(1) 現況と問題点	32
(2) その対策	32
(3) 事業計画	33
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	33
8. 教育の振興	34
(1) 現況と問題点	34
(2) その対策	35
(3) 事業計画	36
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	36
9. 集落の整備	37
(1) 現況と問題点	37
(2) その対策	37
(3) 事業計画	37
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	37

10. 地域文化の振興等	3 8
(1) 現況と問題点	3 8
(2) その対策	3 8
(3) 事業計画	3 9
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	3 9
11. その他地域の持続的発展に関し必要な事項	4 0
(1) 現況と問題点	4 0
(2) その対策	4 0
(3) 事業計画	4 0
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	4 0
事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分	4 1

1. 基本的な事項

[1]磐梯町の概況

(1) 位置

本町は、福島県会津地方の北東部の山沿い、北緯37度35分、東経139度58分に位置し、北に秀峰磐梯山をはじめ猫魔岳等の山々を境に北塩原村と接し、東は猪苗代町と、南は一級河川の日橋川を隔て会津若松市に、西は喜多方市とそれぞれ接しており、会津地方の中心都市である会津若松市街地とは約12kmの距離で結ばれている。

(2) 地形及び自然的条件等

本町の北東部に位置する秀峰磐梯山(海拔1,816m)や猫魔火山帯の1つである猫魔岳をはじめとする山並みが町の北側に連なり、起伏の多い丘陵山間地帯である。面積は59.79km²で、町土の約60%は林野で占められている。

海拔1,000mを越す山岳地帯に源を発する阿賀野川水系の中小河川とともに、名水百選に認定された湧水群から湧き出す豊富な水がこれら中小河川に流れ込み、一級河川大谷川となって町の北東部から中央を東西に流れしており、この河川沿い及び山間の平地に集落が形成されており、これら集落を核として拓けた農地が町の農業生産の基盤をなす中山間農山村である。

気候は日本海型で、年間平均気温は10°C前後と夏期はしのぎやすいが、盆地特有の気象条件にあることから寒暖の差も大きく、冬期においては平均1.5mもの積雪がある特別豪雪地帯である。

(3) 歴史的概要

明治22年の市町村制施行により、従来の大字単位の4ヶ村が合併し磐梯村となった。

そして、昭和35年4月に町制を施行して磐梯町となり、昨年、町制施行60周年を迎えた。

また、本町の町域には、平安時代の初期に高僧・徳一により創建された慧日寺の境内地があり、その一部が会津仏教文化発祥の地として国史跡に指定されている。

歴史を紐解けば、慧日寺は会津四郡に君臨し、寺領18万石、寺僧300、僧兵数1,000を有し、子院3,800坊を数えたと伝える。盛時には、新潟県の一部を含む会津一円を治めた。しかし、天正17(1589年)年における領主蘆名義廣と伊達政宗との戦火によって伽藍の大部分を失ったという。今に残る慧日寺跡は、千年を超す壮大な歴史と文化を今日に語り継ぎ、近年は史跡整備に伴う金堂及び中門の建物復元、薬師如来坐像の復元制作展示などにより古代伽藍の威容も具象化された。

(4) 社会的概要

本町は26行政区からなる中山間農山村であり、大半の行政区は本町の中心をなす大寺地区から約5kmの範囲に形成されている。生活圏の核としての役割を果たす中心市街地の大寺地区には、役場、中央公民館、学校、医療センター等の公共施設、駅、郵便局、農業協同組合などがあり、住民サービス、利便性の向上等に大きな役割を果たしている現状にある。会津地方の中心都市会津若松市とは、道路網並びにJR路線で約20分(12km)の距離で結ばれており、通勤、通学圏であるほか医療、金融、消費、サービスなど多くの面で依存しているところである。

半面、会津若松市を中心に近隣町村から町内企業への通勤者も増加してきており、会津地域における就業の場の提供という意味で大きく貢献している現状である。

(5) 経済的概要

1) 概況

本町は、大正時代の初期、日橋川流域に水力発電所の建設が進み、廉価な電力を求めて非鉄金属精錬工場が立地し、以降、農業とともに町産業の核として振興、発展し、商業もこれに呼応し活況を呈したところである。また、この影響を受ける形で兼業農家も増加し、第2次産業に比重を置いた工業依存型の経済体系であった。

しかし、昭和40年代以降における企業合理化、オイルショックなどから規模縮小へと向かった。町では、雇用機会の確保等を含めた新たな企業誘致施策を展開しているが、かつてない景気低迷の長期化のなかで企業経営の合理化・リストラ対策により、雇用の拡大や新たな企業誘致が厳しい状況にあるため、高度情報通信網の整備による企業誘致を図っているところである。

産業別内訳としては、第1次産業が生産額及び構成比の割合が減少傾向にあるのに対し、第2次、3次産業の構成比割合が近年高くなっているのが特徴である。

農業については、昭和47年からの県営農地開発事業、昭和56年からの県営圃場整備事業等による生産基盤の整備とともに、大型農業機械導入やライスセンター等の農業経営の近代化が図られてきた。しかし、従事者の高齢化と後継者不足、農産物輸入の自由化、更には原発事故に伴う風評被害により、農林水産物の市場価格は大きく落ち込み農業経営環境の深刻化が問題となっている。厳しい農業情勢下のなか、畑作との複合経営によるほうれん草やトマトそして新たなブランド品の開拓など魅力ある磐梯町の農産物をPRするため、販路拡大に努めていきたい。

商業については、道路網の整備により隣接する都市部の商業施設へ購買客が流れ続けており消費流出を加速してきた。また、人口減少による購買力の低下とともに、近年では、EC市場が拡大しネット販売の競争により商店街の業況はますます厳しくなっている。そのような中、平成21年に開所した道の駅ばんだいは会津観光の拠点としてのみならず地域交流の拠点として観光客はもとより地域住民にとっても身近な商店として親しまれリピート率も高く年間来場者100万人を超えている状況にある。

観光・レクリエーションについては、観光道路ゴールドラインが磐梯山麓を南北に縦走しており、これに隣接する形で平成5年12月に磐梯清水平リゾート開発事業の核とも言えるアルツ磐梯スキー場がオープン、平成7年12月に磐梯温泉保養センター(スパアルツおおるり)がオープンしてからは、滞在型観光地として大きく変化しスキー場などリゾート施設の年間入り込み客は約578万人で、名実ともに日本を代表するリゾートエリアとなっていた。しかし、平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う原発事故の影響や新型コロナウィルス感染症により来場者が激減し、近年では特に首都圏を中心に教育旅行や子ども連れの来場者が減少し続けている。

また、本町には、会津仏教文化発祥の地として全国に著名な国指定史跡慧日寺跡があり、学術的にも文化的にも大変貴重な史跡として現在、学術発掘調査及び史跡地の

土地公有化とともに整備を進めているところである。昭和62年にオープンした磐梯山慧日寺資料館、平成20年には復元した史跡慧日寺跡金堂など展示施設の充実も図り、平成30年には慧日寺跡金堂内に薬師如来坐像が復元され、観光入り込み客の増加を図っているところである。さらには史跡のある本寺地区を中心に歴史的風致維持向上計画を策定し、歴史的文化遺産の保存、活用を図りながら道の駅、リゾート施設など他の観光施設との連携を強め、多種多様な観光客のニーズに提供可能なメニューづくりと磐梯町ファンの獲得、観光ビジネス化に向けた受け入れ体制づくりを取り組んでいく必要がある。

2) 就業人口

就業人口は、令和2年時において第1次産業が244人、第2次産業が457人、第3次産業が949人で合計1,650人となっており、総人口の減少にあわせて就業人口も減少が進んでいる。特に第1次産業就業人口の減少が目立っている。

3) 総生産と所得の状況

町内総生産を見ると、令和2年では約302億円で、その72.9%を第2次産業が占めており、就業人口比が14.8%の第1次産業はわずか2.7%であり第3次産業は24.4%を占めている。一方、本町の分配所得は、令和2年で人口一人当たり 289万円であり、県下でも18位となっている。

また、東日本大震災で一時減少した町内総生産は、平成25年から徐々に増加し、現在の町内総生産は300億円前後の水準にある。

(6) 過疎の状況

本町の人口は、昭和の高度成長時代において都市への人口流出等により大幅な減少を招くとともに、その後も減少傾向が続き、昭和46年の過疎地域対策緊急措置法及び昭和55年の過疎地域振興特別措置法並びに平成2年の過疎地域活性化特別措置法による指定を受けながら、過疎対策事業を重点事業に位置づけ地域の振興、活性化に向けて積極的に諸施策の展開を図ってきたところである。これに伴い、磐越自動車道の開通と会津フレッシュリゾート構想に基づく磐梯清水平リゾート開発事業によるスキー場、磐梯温泉保養センター等の施設整備、誘致企業の拡充などによる就業者の増加などを要因として、一時人口の減少にも歯止めが掛かり、明日の磐梯町に夢と希望を抱き進んで地域づくりに参加する機運の高まりなど、過疎地域からの脱却をめざす方向が少しずつ見えてきている現状にあった。

しかしながら、わが国は少子化社会をむかえ、総人口も減少時代が到来しており、本町においても、人口の減少が余儀なくされているという厳しい現実を抱えていた。そのようななか、平成26年11月まち・ひと・しごと創生法が施行され、人口減少を回避し将来に向けて夢や希望が持てる社会にするために総合戦略が策定された。本町でも「未来へ繋がるまちづくり」「やりがいのある仕事づくり」「充実した暮らしづくり」「共創協働のまちづくり」の4点を磐梯町が目指すまちの姿として進めていく。

その意味でも、今後さらに

- ・定住と交流のまちづくり
- ・若者が定住する魅力あるまちづくり
- ・自然と調和する美しい農村の整備
- ・質の高い個性的なリゾート施設の活用
- ・高速交通網と連結するアクセス機能の整備充実、冬期間を含めた日常交通の確保
- ・魅力ある雇用の場の確保、維持
- ・上下水道を含めた生活環境、居住条件の整備
- ・若年層並びにUJIターン者の地域定住対策
- ・後継者の確保を含めた農林業の振興対策
- ・高齢化の進行に伴う地域活力の低下を阻止するための対策
- ・高齢社会に対応した施設の整備
- ・地域連帯意識、共同体活動の維持、増進
- ・地域間交流、国際交流の推進
- ・デジタル変革戦略による行政スタイルの構築と町民のUI・UX向上
- ・自然環境の保全並びに良好な景観の維持
- ・あいづ地方拠点都市地域にかかる拠点地区の見直し及び整備
- ・魅力ある中心市街地の整備の推進
- ・東日本大震災風評被害払拭の推進

などにかかる総合的な視点に立った地域活性化への施策が必要である。

(7) 町の経済的社会的発展の方向

本町の基本理念は、「自分たちの子や孫たちが暮らし続けたい魅力あるまちづくり」を掲げ、町民一人ひとりがまちづくりの主役となって、人とつながり心をあわせ、様々な分野で力を発揮しながら、名水百選にも認定された湧水群を含む豊かな水資源と会津仏教文化発祥の地として歴史的にも文化的にも非常に重要かつ貴重な史跡慧日寺跡を継承し発展させていかなければならない。

また、人が暮らしていくためには、そこに住みたいという想いだけではなく、暮らし続けるための仕事を創出し、まちの活力を維持、創造し、会津地域の振興、活性化に大きく貢献していくものとする。さらに、町民の生活を取り巻く環境が日々変わっていく中で、豊かで安心して生活できるまちづくりを目指していくために、デジタル変革を推進し全ての町民の人権が尊重されるとともに、男女がお互いを尊重し合い、家庭や職場、地域等で一人ひとりが輝き自分らしく生きられる共生社会の実現が必要不可欠となっている。

[2]人口及び産業の推移と動向

(1) 人口及び世帯数の推移

国勢調査をもとに町の人口を見ると、町制を施行した昭和 35 年の調査では 7,330 人であったが、高度経済成長による都市への人口流出などにより年々人口が減少し、昭和 45 年では 5,263 人となった。また、核家族化の進行や出生率の低下と併せ、昭和 40 年代後半のオイルショックに端を発した構造不況や企業の合理化、縮少などにより、世帯ごとの転出も相次ぎ、昭和 50 年には 4,769 人と 5,000 人を下回ったところである。以後、減少率は小さくなつたものの人口の減少に歯止めはかからず、昭和 56 年に過疎地域の指定を受けた。過疎地域指定後における人口の減少率は小さくなり、昭和 60 年で 4,391 人、平成 2 年で 4,338 人、そして平成 7 年では 4,357 人とほぼ横ばい状況となつたが、平成 17 年では 3,951 人となり 4,000 人を下回った。そして平成 22 年では 3,761 人、平成 27 年 3,579 人、令和 2 年には 3,322 人と減少し続けている現状である。

年齢階層別で見ると、昭和 35 年における年少人口(0~14 歳)が 2,560 人で全体の 34.9% を占めていたが、人口の減少とともに出生率の低下などから、昭和 60 年では 803 人と四半世紀の間に 68.6% の大幅な減少となっている。

平成 2 年では 823 人と微増に転じたが、総人口の 19.0% を占めるにすぎない状況であり、平成 12 年になってからは 616 人と減少し総人口の 15.0% となったが令和 2 年になってからは 421 人とさらに減少し総人口の 12.7% となった。逆に高齢人口(65 歳以上)の占める割合は年々高くなり高齢化が一層進行している状況にある。

生産人口(15~64 歳)は、昭和 35 年において 4,395 人と総人口の 60.0% を占めていたが、昭和 55 年では 3,042 人と総人口と同様に減少したが、その割合は 67.6% と増加した。平成 2 年は 2,620 人と過去 10 年間での比較では、422 人の減少となっているが、総人口に占める割合は 60.4% と微減に止まっている。平成 12 年になってからは 2,338 人と減少し、総人口の 56.9%、平成 17 年では 2,195 人さらに令和 2 年には 1,655 人となり、総人口に占める割合も 49.8% と 50% を下回っている。

一方、高齢人口は、昭和 35 年において 375 人と総人口 5.1% を占めるにすぎなかつたが、年少人口の減少に反比例する形で年々増加をたどり、保健、医療の充実により昭和 55 年では 682 人に、昭和 60 年では 774 人と四半世紀の間に 2 倍強の大幅な伸びとなつていている。

平成 2 年には 895 人と総人口の 20.6% を占めるに至つており、平成 12 年は 1,155 人と総人口の 28.1% を占める。さらに令和 2 年は 1,246 人に増加し総人口の 37.5% を占め、少子高齢化に歯止めがかからない状況が続いている。

世帯数については、昭和 35 年の 1,415 世帯がピークで、社会経済情勢の変遷等により減少を続け、昭和 60 年には 1,104 世帯と四半世紀の間に人口の減少と同様 22.0% の減少となり、平成 2 年は 1,118 世帯、平成 7 年では 1,203 世帯と増加したもの、令和 2 年では 1,079 世帯と減少状況になっている。これは、人口の減少が微減状況となつてることと併せ、核家族化の進行や若年層の減少に伴う一世帯あたりの人員の減少により、高齢夫婦世帯や独居世帯の増加が見込まれる。

(2) 人口及び世帯数の見通し

総人口については緩やかな減少状況にあるが、人口の年齢構成をみると高齢年齢の割合が年々高くなっている。近年の高齢者比率は約30%前半で推移している。今後、団塊の世代と言われる方が高齢者に達するとその後は人口減少とともに高齢者比率も高くなることが予測される。また社会的な要因としては高校卒業後、大学、専門学校等への進学のために地元を離れる若者が増えていることが挙げられる。夢や希望の実現に向け都市生活にあこがれを抱き都市への人口流出も考えられるが、裏を返すと県内には魅力ある教育システムが構築されていないということである。

一方、本町における特殊出生率は、平成27年には1.83であったが、令和2年には2.32と大幅な伸び率となっている。この数値は町が今まで実施してきた子育て支援事業を反映した結果となっており、出産しやすい、子育てしやすい環境が整備されたものと考えている。また、社会的増加として賃貸型による若者住宅の整備によって転入者が転出者を上回る年もあり、人口増加における住宅施策の重要性が必然的に考えられる。

とりわけ、本町では昼間人口が夜間人口よりも多く、周辺地域から通勤者が雇用の中心となっている。特に製造業の従事者が多くあり、業種別の構成比をみると約50%を製造業が占めており主要産業となっている。また、会津フレッシュリゾート構想に基づく磐梯清水平リゾート開発によりスキー場、ゴルフ場、ホテル等が整備され通年型リゾート施設として多くの雇用も図られていたが、平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う原発事故の影響及び新型コロナウイルス感染症により利用者が減少し雇用に関しても少なからず影響がでている。

このような状況の中、若者が定着できるような魅力ある就業の場の創出を図るとともに、多様なニーズに対応した住宅や住宅地の整備、都市機能の充実と生活の利便性向上、教育、文化活動環境の充実といった魅力ある生活空間の整備が重要であり、本町の長所や持ち味を活かした個性あるまちづくりの推進を図る。また、少子高齢化社会が進み産業構造が変化していくなか労働力不足も懸念されている。ワークライフバランスを保ちながら社会構造の変革にも対応していくような仕組みづくりも必要となる。

(3) 産業の動向

東北縦貫自動車道と連結する磐越自動車道の全線開通と併せて磐梯・河東インターチェンジが供用開始され、さらには福島空港が開港するなど、高速交通時代が到来し早20年以上が経過した。これらによって県内及び首都圏などとの結びつきが一段と強まり、会津の経済・文化交流圏エリアを大きく塗り替えるとともに、高速交通ネットワークに組み込まれた我が磐梯町へのアクセスも容易となり、首都圏から約2時間の距離となった。

こうした状況下において、基盤産業として位置づけられている農業については、従事者の高齢化と後継者不足、農産物輸入の自由化などに伴う経営環境の深刻化が大きな課題となっている。一方、兼業農家数も増加の一途をたどっており、町内企業に加え隣接する中心都市である会津若松市への恒常的勤務が特に水稻専作で経営面積の小さい農家に一般化している。また、作業委託や賃借を希望する農家が増えてきているが、立地等の諸条件により面としてまとまった形での農地の集約が困難で農地流動化が思うように進ん

でいない。

このような中、農業にあっては担い手である専業農家の持続的発展を促すことが重要であり、そのためには後継者及び担い手の確保・農作業受委託や農地流動化による農地の集積・経営の企業化等、地域条件を活かした作目の導入による複合経営化を推進するとともに、魅力とやりがいのあるものとなるような取組が求められている。また、特色のある農業を推進し、町農産物ブランド確立事業により生産された農産物を「磐梯さとやまの慧(めぐ)み」としてシリーズ化し、さらなる普及推進が必要となる。消費者に選択される農産物の生産・販売力の強化と商業と農業がタイアップした事業の拡充を図っていく。

工業については、製造業が中心となるが、本町の主要産業として町内勤務者のみならず近隣地区からの通勤者も多く就労者の規模からも地域経済の核となっている。工業製品も画一的なものから特色のあるものに差別化が図られ、市場ニーズをいち早く的確に捉えることができるかによって経営が左右されることとなっている。また、製品への付加価値も市場を担う大きな問題であり、異業種間の交流など業種を越えてアイディアを出し合うことも大切である。また、新たな魅力ある雇用の場の確保を図り、町内の企業と連携しながら、大都市での合同説明会を開催し都会へ出た若者に魅力ある働きの場を紹介し、UIJターミナルを誘導させる仕組みづくりと地方型シェアサテライトオフィスを活用し、経営者の支援や起業支援の充実を図る必要がある。

商業については、平成 21 年にオープンした道の駅ばんだいが地域住民の商業施設になっており、会津観光の拠点として年間 100 万人を超える来場者があるなか、地元住民のリピート率も高く今ではなくてはならない施設となっている。しかし、近隣地区の大規模小売店舗の出店や EC 市場が拡大しネット販売の競争により町内における商業への客足は減り消費も少なくなってきた。

観光・リゾートについては、史跡慧日寺跡として平成 20 年に慧日寺金堂を復元とともに、磐梯清水平リゾート施設を中心として誘客に努めてきた。しかし、東日本大震災に伴う原発事故による風評被害で観光客は減少していたが、平成 30 年に薬師如来坐像が復元されたことにより、来場者も徐々に回復してきた中で、新型コロナウイルス感染症により教育旅行を含め多くの旅行者が再度減少傾向にある。そのため、町では道の駅ばんだいを観光の拠点として観光案内やツアーディスクの設置、ガイドツアーの実施など、インバウンドも見据えた周遊観光の拠点化とすることで、通過型から滞在周遊型へ進化させようと鋭意取り組んでいるところである。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

区分	昭和35年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	人	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	7,330	人	5,263	% △28.2	4,769	% △9.4	4,501	% △5.6
0歳～14歳	2,560	1,221	△52.3	884	△27.6	777	△12.1	
15歳～64歳	4,395	3,531	△19.7	3,317	△6.1	3,042	△8.3	
うち15歳～29歳(a)	1,635	1,037	△36.6	1,020	△1.6	879	△13.8	
65歳以上(b)	375	511	36.3	568	11.2	682	20.1	
(a)/総数 若年者比率	% 22.3	% 19.7	-	% 21.4	-	% 19.5	-	
(b)/総数 高齢者比率	% 5.1	% 9.7	-	% 11.9	-	% 15.2	-	

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 4,391	% △2.4	人 4,338	% △1.2	人 4,357	% 0.4	人 4,109	% △5.7
0歳～14歳	803	3.3	823	2.5	737	△10.4	616	△16.4
15歳～64歳	2,814	△7.5	2,620	△6.9	2,590	△1.1	2,338	△9.7
うち15歳～29歳(a)	684	△22.2	559	△18.2	631	12.9	578	△8.4
65歳以上(b)	774	13.5	895	15.6	1,030	15.1	1,155	12.1
(a)/総数 若年者比率	% 15.6	-	% 12.9	-	% 14.5	-	% 14.1	-
(b)/総数 高齢者比率	% 17.6	-	% 20.6	-	% 23.6	-	% 28.1	-

区分	平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実 数	増 減 率
総 数	人 3,951	% △3.8	人 3,761	% △4.8	人 3,579	% △4.8	人 3,322	% △7.2
0歳～14歳	489	△20.6	464	△5.1	460	△0.9	421	△8.5
15歳～64歳	2,195	△6.1	2,089	△4.8	1,911	△8.5	1,655	△13.4
うち15歳～29歳(a)	542	△6.2	466	△14.0	397	△14.8	295	△25.7
65歳以上(b)	1,267	9.7	1,208	△4.8	1,208	0.0	1,246	3.1
(a)/総数 若年者比率	% 13.7	-	% 12.4	-	% 11.1	-	% 10.9	-
(b)/総数 高齢者比率	% 32.1	-	% 32.1	-	% 33.8	-	% 37.5	-

表1-1(2) 人口の推移(住民基本台帳)

区分	平成12年3月31日		平成16年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率
総 数	4,260	-	4,067	-	% △4.5
男	2,071	% 48.6	1,967	% 48.4	% △5.0
女	2,189	% 51.4	2,100	% 51.6	% △4.1

区分	平成21年3月31日			平成26年3月31日		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	3,840	-	% △5.6	3,739	-	% △ 2.6
男	1,853	% 48.3	% △5.8	1,823	% 48.8	% △ 1.6
女	1,987	% 51.7	% △5.4	1,916	% 51.2	% △ 3.6

区分	平成31年3月31日		
	実数	構成比	増減率
総 数	3,486	-	% △6.8
男	1,707	% 49.0	% △6.4
女	1,779	% 51.0	% △7.2

表1-1(3) 人口の見通し

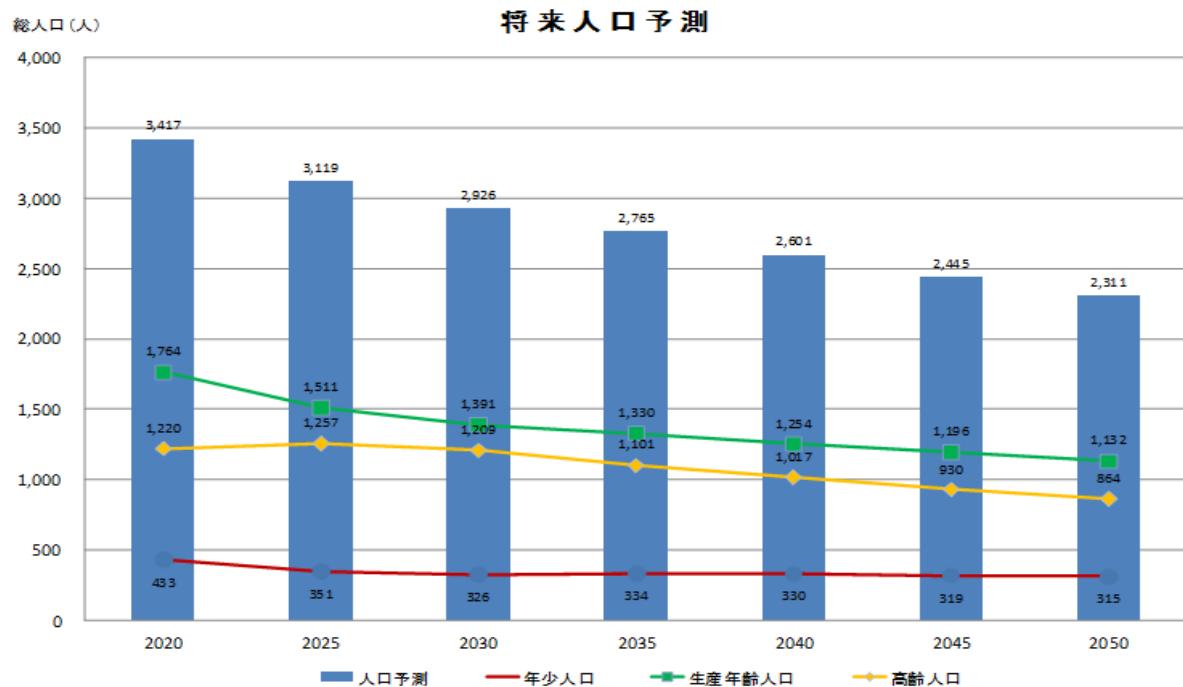


表1-1(4) 産業別人口の動向(国勢調査)

区分	昭和35年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 3,216		人 2,685	% △16.5	人 2,517	% △6.3	人 2,579	% △2.5
第一次産業 就業人口比率	48.5% 1,558		39.7% 1,065	-	33.7% 849	-	27.8% 718	-
第二次産業 就業人口比率	29.4% 946		34.3% 921	-	36.4% 916	-	42.2% 1,088	-
第三次産業 就業人口比率	22.1% 712		26.0% 699	-	29.9% 752	-	30.0% 773	-

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 2,406	% △6.7	人 2,321	% △3.5	人 2,235	% △3.7	人 2,077	% △7.1
第一次産業 就業人口比率	27.2% 654	-	23.3% 541	-	19.7% 440	-	18.0% 375	-
第二次産業 就業人口比率	42.4% 1,020	-	42.0% 975	-	36.3% 811	-	34.3% 712	-
第三次産業 就業人口比率	30.4% 732	-	34.6% 802	-	44.0% 984	-	47.7% 989	-

区分	平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 1,970	% △5.2	人 1,781	% △9.6	人 1,756	% △1.4	人 1,650	% △6.0
第一次産業 就業人口比率	18.2% 358	-	17.5% 308	-	16.3% 286	-	14.8% 244	-
第二次産業 就業人口比率	28.6% 563	-	28.4% 499	-	28.1% 494	-	27.7% 457	-
第三次産業 就業人口比率	53.2% 1,049	-	55.5% 974	-	55.6% 976	-	57.5% 949	-

[3] 行財政の状況

(1) 行 政

近年の急激な社会情勢の変化に伴い、地域住民の権利意識の高まりなどから行政ニーズは多様化・複雑化してきており、また行政の対応すべき分野も拡大しつつある。そのため、これらのニーズに的確に対応するため行政組織機構の整備や事務事業の見直しにより、効率的な行政に努力してきている。

また、住民の自治意識の向上を図るための取り組みも実施してきているところである。

現在の行政組織機構は、業務効率化、省人化、コスト削減を主目的とする ICT 化と、町民本位の行政、地域、社会の実現を主目的とするデジタル変革に対応するため行政組織改革により、令和2年に条例化したものであり、町長部局に5課を置き、さらに議会、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会並びに監査委員会をもって町政の円滑なる運営に努めている。

現在の職員定数は 90 名であるが、町長部局が 54 名、教育委員会 16 名、議会 1名、農業委員会 1名、企業水道職員 2名、選挙管理委員会、監査委員会については兼任職員を充て、現在 74 名をもって対応している現状にある。

町民 100 人当たりの職員数は 2.18 人となっている。

また、地域振興、活性化のための一大事業として第3セクターを設立し積極的に取り組んでいる磐梯清水平リゾート開発事業や人口の増加を見据えた若者定住住宅整備事業、観光誘客の拠点となる道の駅の運営に関しては、行政・民間・地域住民が連携して、事業促進を図っているところである。

地域社会の進展に伴う生活様式の多様化、高度化並びに都市化の進行、生活圏域の拡大などにより、高度で複雑な行政需要が要求される今日にあって、ごみ、し尿処理、消防・救急活動等や介護保険導入に伴う介護保険認定審査会の業務については、広域圏業務として対応し大きな成果を上げている。また、高齢化の進展やライフスタイルの著しい変化が予想され保健・医療・福祉に関するニーズは、ますます多様化していくため、総合的視点からの整備をすすめている。

また、近年一般化しているデジタル技術を手段として活用することで、町民本位の新しい行政経営のモデルを実践し、住民サービスの向上に努めているところである。

(2) 財 政

令和元年度の歳入総額は 37 億 7,758 万円で、旧過疎法の地域指定を受けた昭和 56 年度における歳入総額の 13 億 966 万円に比較し 2.88 倍に、平成 26 年度対比で 17.4% の減少となっている。

町税は 5 億 9,434 万円で、平成 26 年度の 6 億 2,312 万円に比較し 4.6% の減少を示している。また、町税の歳入総額に占める割合は 15.7% であり、地方交付税 15 億 7,482 万円に依存する度合いは以前よりも高くなっている。

一方、過疎債も含めた地方債は 3 億 713 万円となっている。財政力指数は、昭和 56 年度の 0.34 から一時低下したが平成 12 年度、平成 15 年度は 0.39 と若干高くなつたが、令和元年度では 0.3 となっている。

歳出については、令和元年度における義務的経費が歳出全体の 40.6%、投資的経費は 12.2%、その他の経費は 47.2% となっている。

また、人件費は 17.1%（平成 26 年度 15.4%）、物件費が 17.1%（平成 26 年度 13.6%）

を占めている。経常収支比率は96.3%であり、平成26年度の94.1%を上回っており、厳しい財政事情の中で経費節減に努力するとともに一般財源では構造的に弾力性を保つよう努めている現状である。

しかしながら、多様化、複雑化する行政へのニーズに的確に対応するためには、行政経費の節減、合理化、限られた財源の計画的・重点的・効果的配分による健全な財政運営に更なる努力を傾注する必要がある。

磐梯町行政組織図 (R7. 4. 1)

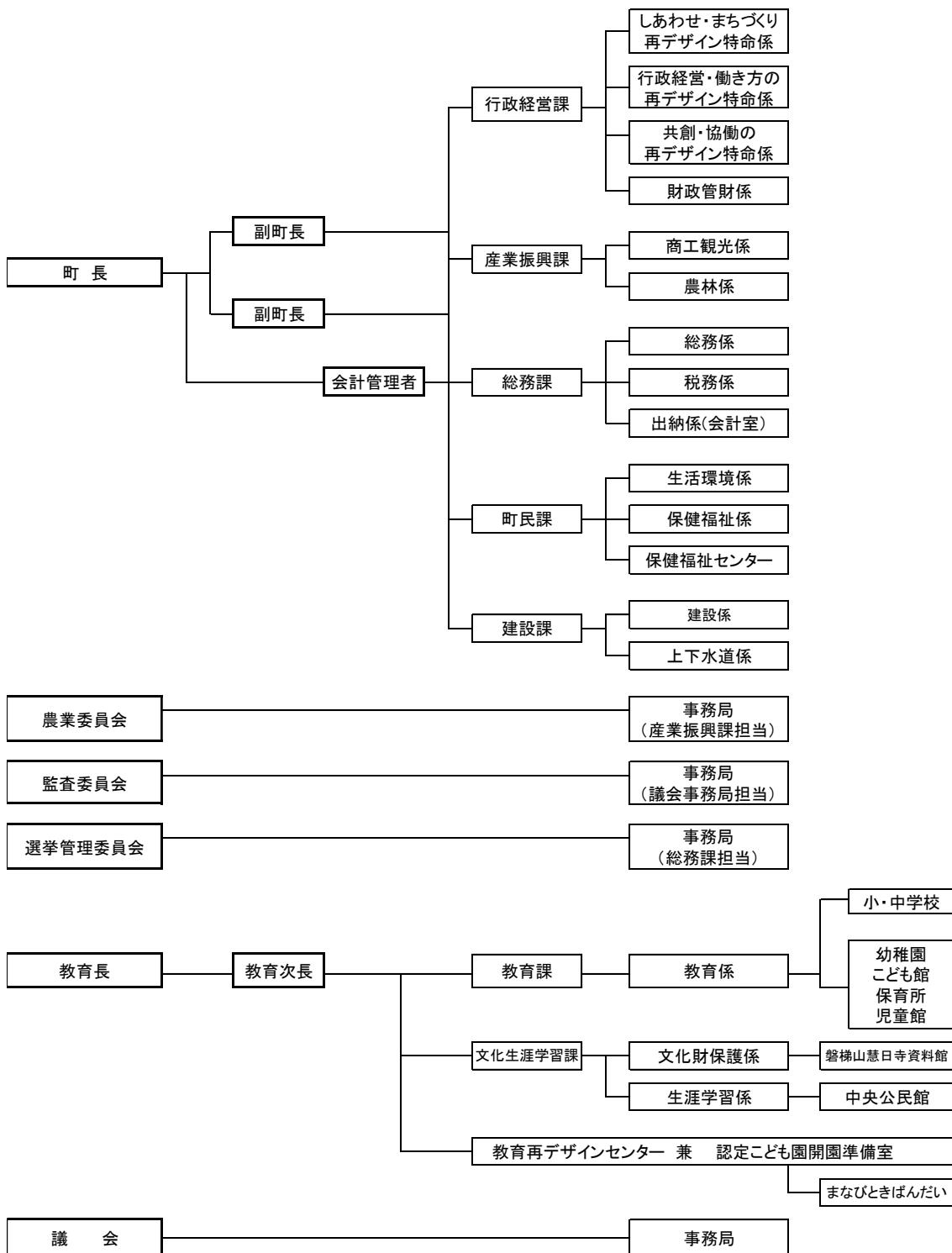


表1-2(1) 市町村財政の状況

区分	平成12年度	平成17年度	平成20年度	平成26年度	令和元年度
歳入総額 A	3,254,942	3,084,725	3,600,231	4,576,066	3,777,589
一般財源	2,173,644	1,857,879	1,925,273	2,125,395	2,295,796
国庫支出金	111,404	103,919	408,829	509,488	222,170
都道府県支出金	165,585	131,984	136,414	295,850	218,167
地方債	438,300	246,500	346,372	783,848	307,137
うち過疎債	359,200	106,000	236,900	542,900	146,100
その他	366,009	744,443	783,343	861,485	734,319
歳出総額 B	3,072,333	2,970,496	3,266,559	4,350,260	3,650,215
義務的経費	1,064,725	948,887	1,041,336	1,202,422	1,482,962
投資的経費	844,393	676,835	649,363	1,177,702	444,499
うち普通建設費	839,865	674,664	649,363	1,175,031	443,992
その他	1,163,215	1,344,774	1,575,860	1,970,136	1,722,754
過疎対策事業費	0	0	0	0	0
歳入歳出差引額 C(A-B)	182,609	114,229	333,672	225,806	127,374
翌年度へ繰越すべき財源 D	16,629	0	197,605	28,371	10,622
実質収支 C-D	165,980	114,229	136,067	197,435	116,752
財政力指数	0.39	0.39	0.48	0.3	0.3
公債費負担比率	15.3	12.6	14.5	11.7	24.2
実質公債費比率	-	2.9	4.9	2.8	10.1
起債制限比率	5.2	2.6	-	-	-
経常収支比率	69.6	81.7	92.0	94.1	96.3
将来負担比率	-	-	112.6	17.0	65.2
地方債現在高	2,322,226	3,050,666	2,904,293	5,061,296	6,189,475

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和45年度末	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成14年度末	平成20年度末	平成26年度末	令和2年度末
市町村道								
改良率 (%)	12.1	31.9	54.1	66.8	68.4	70.5	71.7	72.0
舗装率 (%)	0.2	35.0	60.1	78.9	80.7	81.8	82.9	83.0
耕地1ha当たり農道延長 (m)	1.2	1.5	1.3	80.7	80.4	80.4	80.4	80.4
林野1ha当たり林道延長 (m)	3.3	8.8	17.6	6.1	6.1	6.1	6.1	3.5
水道普及率 (%)	62.1	96.3	97.5	95.9	96.0	96.0	99.0	99.4
水洗化率 (%)	-	-	-	46.6	63.9	63.9	85.0	85.8
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	-	-	-	-	19	19	19	19
小学校								
危険校舎面積比率 (%)	8.0	8.7	-	-	-	-	-	-
中学校								
危険校舎面積比率 (%)	-	-	-	-	-	-	-	-

[4]地域の持続的発展の基本方針

磐越自動車道の4車線化や福島空港の国際線開港などによる高速交通ネットワークの形成とともに会津大学の開学、さらには会津フレッシュリゾート構想に基づく磐梯清水平リゾートの施設が整備され、本町を含めた会津地域が社会情勢の大きな変化の中で経済の安定的な成長を基調とするグローバルな社会へ移行しようとしてきた。しかし、少子高齢化の進行や若者の町外への転出に歯止めがかからず、依然として厳しい状況である。

地域の振興を図っていくためには、次代を担う若者層の定住が不可欠となっており、そのための施策を、引き続き取組んでいく必要がある。また、公共施設の整備については、これまで多くの財源を投入し整備水準の向上に努めてきたところであるが、今後も生活関連基盤整備を進めていく。

このような状況をふまえ、磐梯町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定したところであり、今後は総合戦略の着実で円滑な推進を図るとともに、情報化社会の進展や産業構造の変化など社会経済情勢の変化に適確に対応しながら、地域経済の活性化や、快適で暮らしやすい環境づくりを進め、持続可能な地域社会を形成するため、次の各事項を重要施策と位置づけ、地域振興を図っていくものとする。

①未来へ繋がるまちづくり

(対応する国の基本目標:主に「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」)

町の発展は「人」の力によるものであり、将来においても、人材の育成や教育に力を注いでいく。

また、今まで先人の方々が会津仏教文化発祥の地として築いてきた、歴史・文化を継承し、発展させていくことを目指す。

②やりがいのある仕事づくり

(対応する国の基本目標:主に「地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする」)

人が暮らしていくためには、そこに住みたいという想いだけではなく、暮らし続けるための「仕事」が必要であり、「仕事」を創出し、まちの活力を維持、創造することを目指す。

③充実した暮らしづくり

(対応する国の基本目標:主に「時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する」)

健康や医療、福祉、防災、さらには交通、環境といった生活を取り巻く様々な分野で、将来に向けて持続力と回復力のある力強い地域社会と、安心して快適に暮らすことのできるまちづくりを目指す。

④共創協働のまちづくり

(対応する国の基本目標:主に「地方への新しいひとの流れをつくる」)

町民の生活を取り巻く環境が日々変わっていく中、豊かで安心して生活できるまちをつくっていくためには、町民と行政が、力を合わせて様々な課題を解決していく。

[5]地域の持続的発展のための基本目標

本町の地域資源を生かした地域づくりや地域産業の活性化により雇用の創出を図るとともに、子育て環境の充実や生活の利便性を高めることで、子育て世代をはじめとした多様な世代の移住・定住を促進し、過疎地域の脱却に向けて次の目標を定める。

- 1 子育て・教育環境を強化し、定住・移住促進を図る
(目標値:令和7年度の総町民数を3,400人とする)
- 2 産業を活性化し、町内従業者数の増加を図る
(目標値:令和7年度までに3,000人をめざす)
- 3 磐梯町ファンの獲得と観光ビジネス化を推進し、関係人口と交流人口を拡大する
(目標値:令和7年度までに観光入込み客数1,300,000人をめざす)

[6]計画の達成状況の評価に関する事項

本計画を推進していくためには、各施策・事業の進捗状況を的確に把握し、適切な進行管理に努めるとともに、計画の実効性を確保するため、計画の達成状況の評価については、計画期間満了後の令和8年度において検証を行い、課題を整理、分析するとともに、パブリックコメント等により意見や改善案を募り、議会へ報告する。

[7]計画期間

本過疎地域持続的発展計画の計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3年31日までの5年間とする。

[8]公共施設等総合管理計画との整合

本町では、これまで整備してきた公共施設等の老朽化が顕在化しており、今後、公共施設等が大規模修繕・更新時期を迎えること、維持管理費や更新費が増大していくことが予測される。

こうした課題に対応するため、平成29年3月に策定した「磐梯町公共施設等総合管理計画」において、公共施設等の適正な保有と配置、維持管理等に関する基本的な方針を定めるとともに、同計画の実施における具体的な取組みの指標として令和3年3月に策定した「個別施設設計画」において、個々の施設の再編の方向性を示したところであり、これらの計画との整合を図りながら、公共施設の再編を進める。

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

高齢者人口の割合が非常に高い町にとって、高齢者を支える生産年齢人口を増加させることは急務である。全国的に移住・定住政策は強化され、移住者獲得競争が激化している。空き家バンク制度や各種補助金により移住者の数は一定程度増えているが、今まで以上に移住者の獲得に向けた情報発信や、受け入れのための良質な空き家物件の掘り起し等、制度の充実を図る必要がある。生産年齢人口の中心である若者・子育て世代に対応した総合的な移住・定住政策を推進し、人口減少抑制に努めるとともに、高齢者等が住み慣れた地域で将来にわたり安心して過ごすことができるよう、支え合う地域づくり活動等の地域力の強化に向けた取組が求められている。次に、ICTの発展による暮らし方・働き方が変化する現状を踏まえて、更なるテレワーク拠点の整備や人口減少・高齢化により地域づくりの担い手不足が課題となっていることから、多様な人材が地域づくりに参画できるよう、住民等を巻き込んだ地域づくり活動が必要である。

(2) その対策

- ① UIJターン等や子育て世代に対し、定住促進を図る。
- ② UIJターン等や子育て世代に対し情報発信、地域コミュニティへの参加の理解促進を図る。
- ③ テレワーク拠点施設の充実強化及び適正な管理と整備を図る。

(3)事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展施策区分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業主体	備 考
1 移住・定住・地域 間交流の促進、 人材育成	(1) 移住・定住	移住定住促進事業 東松山地区定住促進事業 磐梯町七ツ森センター照明器具更新事業	町 町 町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「磐梯町公共施設等総合管理計画」に掲げる施設類型ごとの方針との整合性を図りながら適切に実施する。

3. 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農業

農耕地は、主に一級河川大谷川流域に拓けているが、標高が比較的高いことから冷害を受けやすい条件にある。本町農業の経営類型は、標高差により東部・中部・西部の3地区に分かれるが、基幹作物は水稻であり、水稻を中心とした複合経営により畑作振興に取り組んでいる。東部地区においては、花き(ハイブリットカラー)・葉茎野菜(ほうれん草)・施設野菜(生食トマト)・菌茸類(乾燥)、西部地区においては、果樹(りんご)などを生産している。

しかしながら、町の基幹産業である農林業従事者は減少傾向になり、国勢調査によると昭和55年当時に718人いた第1次産業従事者は、平成27年には286人まで減少し、就業人口全体に占める割合も2割以下となっている。また、農業を取り巻く情勢は消費者ニーズの多様化や産地間競争の激化、さらに農産物の輸入自由化などによる農産物の価格低迷などが農家経営を圧迫し、農家数の減少や兼業化が急速に進んでいる。

一方、農地の基盤整備は、平成4年度までに県営農地開発事業、県営圃場整備事業等により、ほぼ町全域にわたって圃場の区画整理や畠地造成が完了したが、事業完了から25年以上が経過しており、施設の老朽化が懸念され農業基盤整備に係る多額の負担を背景に将来の農業に不安を抱く者も少なくない状況である。

こうした状況を踏まえ、農業を本町の基幹産業として今後とも振興していくためには、農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなることが重要である。このため、優良農地の保全・生産基盤の整備・農地の流動化を推進し、農地を有効活用することによる収益性の高い農業経営の確立を目指していくことが課題である。

② 林業

町の森林面積は、令和元年において3,866haと町の総面積の約65%を占めているが、第1次産業に占める林業所得は極端に低い現状にある。また、農業の複合経営化が進むなか、椎茸などの菌茸類の生産が活性化し、乾燥椎茸は品質も良く、町の特産品として市場性が高く、特用林産物で大部分を占めてきたが、原発事故の関係により食に対する安心安全が揺らぐ結果となっている。一方、森林の整備に関しては、林業従事者の高齢化や兼業化により、森林組合に依存度が高くなっている。手入れの届かない状況により倒木の発生、鳥獣被害、森林の荒廃による森林機能の低下が大きな課題となっている。森林の保全は、農地の保全と同様に町土の保全や地域住民の生活環境を支える上で重要な役割を担っており、森林組合を核として森林経営の改善を図るとともに森林の有する多面的機能の保全、さらには森林資源の有効、高度利用に努めていく必要がある。

③ 工業

本町の工業は、工業統計によると平成30年で事業所数18、従業者数1,980人、製造品出荷額等が約470億円の規模にあるが、世界的な市場を持つ光学機械製造メーカーが飛躍的に販路拡大を図ったために総体的にも従業者及び製造品出荷額も増加した。

業種は、非鉄金属や光学機械等の既存企業や町の自然資源や環境を求めて立地した酒造工場や製氷工場などの食品関係の企業がある。

産業構造の大きな変化のなかで、また、景気の低迷する状況にあって既存産業の発展や新たな魅力ある雇用の場の確保を図り、町内の企業と連携しながら、大都市での合同説明会を開催し都会へ出た若者に魅力ある働きの場を紹介し、UターンをはじめIターン、Jターンを誘導させる仕組みづくりが必要である。また、町が所有する「七ツ森センター」を地方型シェアサテライトオフィスとして活用し、経営者の支援や起業支援の充実を図る必要がある。

④ 商 業

本町の商業は、平成3年をピークに店舗数、年間販売額など年々減少している。

また、商店街の魅力が十分でないこと、小売店の品揃えが不足していることが課題であり、近年、インターネットの普及により消費者ニーズが多種多様化し、宅配による流通システムへと購入意欲が変化している状況にある。

しかし、平成21年に新たな商業施設として、町民が生鮮食料品や日用品など生活必需品を購入できる道の駅ばんだいがオープンし、購入のリピート率を高め、町全体の商業活性化に取り組んでいるが、サービス機能の充実は、生活の利便性や暮らしやすさの上で大きな役割を持つものであることから、消費者ニーズに応え得る魅力ある商店街の形成とともに、観光、リゾート産業などに呼応した中での商業の活性化と後継者育成も重要な課題である。

⑤ 観光・レクリエーションの振興、リゾート整備とまちづくり

昭和55年から国指定史跡慧日寺跡に本格的な整備の手が入り、昭和59年から同史跡周辺整備事業が着手され昭和62年に磐梯山慧日寺資料館が開館し、平成4年には、オールシーズン型リゾートとして、アルツ磐梯がオープンし四季を通じ観光客が訪れており、震災前は約118万人の観光入込客数があったものの、原発事故による風評被害や少子高齢化の影響により、震災後は減少に転じてしまった。

しかし、平成30年には史跡慧日寺跡金堂内復元展示物である薬師如来坐像が完成となり、観光入込客数は約121万人まで徐々に回復してきたが、新型コロナウイルス感染症拡大により令和2年度には、約82万人まで落ち込んだ。

そのため、従来の観光資源も含め、自然・景観・歴史・文化・食など個々の資源を線で結び、観光誘客ニーズにあったメニューづくりが一層大事になってきている。

(2) その対策

① 農業の振興

新しい時代の農業の展開に向けて、やりがいのある農業への取組と支援を進めながら後継者の育成や新規就農者受入れを図るなど、新たな農業の担い手づくりを推進する。また、これに合わせて、優良農地の保全や農道、用排水路の整備などの生産基盤の整備、生活道路や排水施設の整備等、中山間地域等直接支払事業等の推進と生活環境の向上に努める。

また、消費者（実需者）のニーズに対応した中で、適地適作を誘導し、安定的供給により消費者重視の「売れる米づくり」を進めるとともに、ライスセンター利用による品質の安定化、トレーサビリティー（生産履歴）の導入、減農薬・減化学肥料栽培など特別栽培米に取り組み、安全・安心な米の産地として販路の拡大と磐梯町産米のブランド化を図る。さらに、野菜においても、地産地消に取り組み、更なる地域密着型販路拡大を目指すとともに、食料自給率向上

のため、消費者に選択される生産・販売力の強化が必要である。農産物の販売について地産地消、産地直販など道の駅を活用した農産物の販売経路が確立し、商業と農業がタイアップした事業の拡充を図る。

②林業の振興

森林のもつ公益的機能と役割にも十分留意しながら、造林の推進や保安林の整備等による森林資源の保護・育成策を推進する。また、林道や流通加工体制などの生産基盤の整備や林業の担い手育成のための対策を推進する。

③工業の振興

豊かな自然と共生し、公害防止や環境保全に配慮した工業用地の整備をはじめ、本町の特性を活かした環境重視型立地企業や若者にとって働きがいと魅力のある経営を行う企業に対する支援と起業支援の充実を図り、企業の誘致活動を推進する。また、既存の企業においては、地場企業における経営改善のための支援をはじめ、企業間相互の交流や農・商・工業の連携及び交流による技術・情報等の交流を推進し、相互の発展や新たな企業創出に向けた環境づくりを推進する。

④商業の振興

商業者における経営改善、近代化を図るために、低利で長期の安定的な制度資金の円滑な供給や商工会との連携のもと制度資金の活用について積極的に促進させる。また、町民における買い物の利便性を高めるとともに消費流出を押さえて地元の商業・サービス業の発展につなげていくため、魅力ある中心商店街の整備を推進し、商業・サービス機能等の集積を図る。

さらには、町の豊かな地域資源や特性を活かした特産品の開発・改良および販路開拓に努め、地域経済の活性化を図り、本町の魅力を発信していくことに繋げていく。

⑤観光・レクリエーションの振興、リゾート整備とまちづくり

史跡慧日寺やアルツ磐梯等を活用した従来のイベントやツアーを含め、「道の駅ばんだい」を観光拠点とした観光案内所の設置、ガイドツアーなどの実施など、今後はインバウンドを見据えた周遊観光の拠点化を図り、通過型から滞在周遊型を目指すと共に、リゾート地を活用した観光ビジネス化に向けた受け入れ体制の充実を図る。また、多様化する観光誘客ニーズに対応した観光資源の発掘と施設の整備が課題となっていることから、隣接市町村との広域的な連携により観光の振興を図っていく。

⑥広域連携

町では、「農業生産の基盤整備」「雇用対策」「企業誘致の促進」「地域資源を活用した地域経済の活性化」「戦略的な観光施策」「農産物の生産振興・消費拡大」等について、広域連携効果に資する取組として計画に記載する産業の振興をより効果的に進めるものとする。

(3)事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	中山間地域等直接支払事業	町	
		多面的機能支払交付金事業	町	
		農業用施設の維持管理	町・団体	
		農業生産基盤整備事業	町・団体	
		農業近代化施設整備事業	町・団体	
	林業	分収造林事業	町	
	(5) 企業誘致	企業誘致活性化事業	町・民間	
		企業誘致促進事業(西部地区開発)	町・民間	
	(9) 観光又はレクリエーション	商工振興活性化事業	町	
		磐梯町特産品開発事業	町	
		商業施設誘致事業	町	
		磐梯町観光誘客事業(カメラ聖地化事業)	町	
		町マスコットキャラクターグッズ制作事業	町	
		愛着人口拡大事業	町	
		町づくり活性化事業	町・団体	
		地域再生マネージャー事業	町	
		地域創生総合支援事業(サポート事業)	町	
		道の駅拡張事業	町	
		マーケティング基盤整備事業	町	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	農産物ブランド化推進事業	町	
		第三者認証GAP取得支援事業	町	
		薬草の里づくり	町	
		農業生産法人設置運営事業	町	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興区分及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
磐梯町全域	製造業、農林水産物等 販売業、旅館業及び情報サービス業等	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(ii) 産業振興区分及び振興すべき業種

上記(2)その対策及び(3)事業計画(令和3年度～7年度)のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「磐梯町公共施設等総合管理計画」に掲げる施設類型ごとの方針との整合性を図りながら適切に実施する。

4. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

① 鉄道

JR磐越西線が本町を通過し、町内の磐梯町駅が鉄道の玄関口として利用されており、年間2万人前後の通勤・通学客等が利用する住民の重要な足となっている。

しかし、現在の磐越西線は単線で運行本数が少ないのが現状であり、運行本数の増加を要望していくなど鉄道利用の利便性向上を図りたい。また、今後とも観光会津の魅力づくりをより一層促進するため、デザインや快適性に配慮した新型車両の導入を図り、観光・リゾート関連のみならず会津地域の産業の振興や人、物の交流の活性化が求められているところである。平成22年に磐梯町の顔となる駅舎の改修工事により、地下東西自由通路の開通に合わせ、待合室、駐車場なども整備され、西口は会津仏教文化発祥の地として歴史漂う町、東口は東北最大級のスキー場を有するリゾートの町と、対照的な2つの顔をもつ駅として、地域住民のみならず観光客の利便性を図っている。

② 道路

太平洋側と日本海側を結ぶ磐越自動車道の開通や福島空港など、高速交通ネットワークが形成され陸路・空路を併せた多重な交通手段により、本町と首都圏をはじめとする全国ネットワークが飛躍的に発展することになった。

これらに連結する主要地方道会津若松・裏磐梯線並びに主要地方道猪苗代・塩川線がアクセス機能を有する広域幹線道路として、本町の産業や生活を支えている状況にある。観光面においては、磐梯山ゴールドラインが、アルツ磐梯スキー場、メローウッドゴルフクラブ等を有する磐梯清水平リゾートエリアの中を通過し、観光の主要道路となっている。また、磐越自動車道郡山JCTから会津若松インターチェンジまでの4車線化により、会津地域における産業・経済活動等が活性化し、交通量が大幅に増大した。

そして、現在、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努める一方で、その対策により経済、社会活動が停滞し、あらゆる分野で多大な影響が生じている。

また、近年の異常気象により甚大な災害が発生し、復旧支援や支援物資の搬送による緊急輸送道路を確保するとともに東北、北陸地方のさらなる振興、交流促進を図るためにも会津若松・新潟間全線4車線化の早期実現が望まれているところである。

町道は、令和2年度末現在、169路線88,120mで改良率72.0%、舗装率83.0%の整備状況となっており、いずれも県平均を上回っている現状である。昭和46年の旧過疎法による指定後、現在まで逐次改良、舗装整備を進めてきているが、日常生活上まだ整備が充分とは言えない状況である。特に、本町は特別豪雪地帯であることから冬期間における日常交通の確保に力を注いでいく必要があり、主要地方道会津若松裏磐梯線の慢性的な渋滞の解消及び生産・物流環境の向上を図る町道磐梯大谷線の整備促進、さらには、冬期間における除・排雪対策の強化、拡充が必要とされ、町内的一部では無散水化が実施されており通学路の確保、交通安全対策なども図り、今後とも地元住民の利便性、観光客のアクセスを考慮した施策を展開していきたい。また、歴史に抱かれたまち、地方創生のまちとして、新しいタウンを形成していく計画と併せて、これに係る幹線町道の整備も重要な課題となっている。

一方、農道は、町が管理する延長が78,197mである。県営農地開発事業や県営圃場整備事業、さらには農村総合整備モデル事業・中山間地域総合整備事業により、改良・舗装整備が進められ、農業生産活動や農村生活上における利便性が大きく向上してきたところであるが、整備状況はまだ万全とは言いがたい現状にある。このため、農村集落における生活環境の向上と生産活動の円滑化に資するため、老朽化した各施設の更新等を行い総合的な整備促進が必要である。

また、林道については、林業の振興とともに森林の管理・保全を図るうえでも非常に重要な使命を持っている。さらに近年は、観光・レクリエーション施設への連絡アクセス機能を有するなど、林道の位置づけが大きく変化しているところであり、観光施設等と関連する林道の整備を促進する必要がある。

③ 運輸・通信・情報化

利用客の減少に伴って路線バスは廃止されたが、町民の日常生活の利便性向上と通勤・通院・通学の足の確保等を踏まえ、町は平成5年度から町内生活福祉バスの運行を開始し町保健医療福祉センターや役場等の公共機関への利便性の向上を図っているところである。しかし、生徒・児童の通学並びに交通弱者の通院・買い物等、日常生活に必要な交通手段として運行しているが、朝夕の時間帯の利用者は相当数あるものの、昼間の時間帯によっては、少数の状態で運行する便がある。

地域タクシーについては、町内生活福祉バスと同様に交通弱者といわれる高齢者等の日常生活の維持に向け、買い物、通院、公共施設、金融機関等への外出を支援することを目的とし、集落道路が狭いうえ坂道が多いなどの理由で集落内にバスが入れず停留所が遠くバスの利用が困難な方もいるため、ドアからドアのデマンド方式地域タクシーを導入し町民の更なる要望に応えてきたが、運行形態の見直しと公共交通の維持確保が課題となっている。

(2) その対策

- ① JR磐越西線の全線電化並びに郡山・喜多方間の複線化を要望する。
- ② 磐越自動車道の全線4車線化を要望する。
- ③ 主要地方道猪苗代・塩川線の国道昇格を要望する。
- ④ 町道の改良率と舗装率の目標をそれぞれ75%、85%として改良、舗装整備を促進とともに、安全性の向上や道路の綠化、美化対策を推進する。
- ⑤ 磐梯町駅周辺整備事業並びにあいづ地方拠点都市地域整備事業に係る幹線道路の整備を促進する。
- ⑥ 農業生産活動の円滑化と農村生活環境の充実向上を図るために必要な農道の改良、舗装整備を進める。
- ⑦ 林道の維持管理の徹底、観光施設等と関連する林道の舗装整備を促進する。
- ⑧ 冬期間における除・排雪体制の強化を図る。
- ⑨ リゾートエリアに通じるアクセス道路の維持、管理の徹底を図る。
- ⑩ 町内生活福祉バス、及び、地区タクシーの運行、並びに、JR委託業務(乗車券等委託販売業務)の受託を継続し、町民の日常生活等の利便性の向上に努める。
- ⑪ JR磐梯町駅周辺の適正な管理と整備を図る。

⑫ 歴史のまち、リゾートのまちにふさわしいサイン計画を実施する。

(3)事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1)町道 道路	磐梯大谷線改良舗装 L=3,995m W=5.5(8.5)m 東松山5号線(東松山地内)舗装 L=100m W=4.0(5.0)m 大寺六区日曹線(大寺二区・大寺六区地内) 改良舗装 L=828m W=6.0m 寺西・上西連線(下西連地内)改良舗装 L=170m W=4.0(5.0)m 大寺八田野線(大寺地内)舗装 L=500m W=8.0m 小柴坂線(小柴坂地内外)舗装 L=6,400m W=8.0m 大曲七ツ森線(大曲、長峰原、七ツ森地内) 舗装 L=2,800m W=5.0m 一の沢法正尻線(法正尻地内)舗装 L=1300m W=7.0m 磐梯山サービスエリア線舗装 L=840m W=6.5m 大寺一ノ沢線排水構造物設置工事 L=40m 大寺八田野線側溝布設替工事 L=10m 町屋落合線排水構造物布設替工事 L=10m 横達大寺線側溝上部改修工事 L=19m ふるさとの森公園線排水構造物布設替工事 L=19m 清水平リゾート線暗渠排水管布設工事 L=200m 町道大寺下道線外道路交通安全対策事業 長寿命化修繕事業 橋梁点検N=14橋、長寿命化計画策定 その他 雪寒機械整備事業 除雪ドーザ購入	町・県 町	
	(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	生活福祉バス運行事業 地域タクシー運行事業 AIデマンド交通事業	町 町 町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「磐梯町公共施設等総合管理計画」に掲げる施設類型ごとの方針との整合性を図りながら適切に実施する。

5. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 生活環境

町では、安全で安心な生活環境と豊かな自然や美しい景観の保全を図り、自分たちの子や孫たちが暮らし続けたい魅力あるまちづくりの推進に向け様々な事業に取り組んでいる。

日常生活に不可欠な上下水道や住環境等の生活基盤の維持管理により町民の快適な暮らしを支えるとともに、近年の異常気象による風水害や地震などの自然災害への対策の充実や日常的に起こりうる火災や事故等の被害を最小限に食い止めるため、消防・防災の施設整備も計画的に実施する。

また、ごみの適正処理や発生抑制、リサイクル活動の推進等を通じた資源循環型社会の形成と省エネルギーへの意識啓発を強化し循環型社会の構築を推進する。

空き家については、令和2年に空き家調査を実施し、125件の空き家が存在するため、今後は適切な管理が行われていない特定空き家の発生や空き家所有者に対する適正管理への更なる理解と制度の周知が課題である。

② 上水道

上水道の普及率は、令和2年度末で99.4%と高く、ほぼ町全域が整備されている現状にある。しかし、一部の未給水区域の解消と併せ、水需要が減少している状況であるものの老朽化した施設、器具についての整備を促進しなければならない。さらに、公営企業会計を適用し、経営・資産状況の正確な把握、弾力的な経営等を実現するため、適正な使用料金の見直しを図る。

③ 公共下水道等

下水道の整備に関しては、住民要望の高いものの一つであり都市的で快適な生活環境づくりに向け、本町では平成5年2月から中心市街地である大寺地区を核とした特定環境保全公共下水道の認可を受け、事業に着手するとともに、平成8年度からは市町村下水道整備代行事業による促進が図られ、平成11年度から一部の地区が供用開始され平成22年度には計画した全ての工事が完了している。

一方、平成5年度に農業集落排水事業(農村総合整備モデル事業)により入倉地区排水処理施設が整備され、平成9年度には布藤・法正尻地区林業集落排水処理施設の供用開始、平成12年度には長峯地区林業集落排水処理施設の供用開始、平成13年度には磨上地区林業集落排水処理施設が供用開始、平成21年度には大谷地区農業集落排水処理施設が供用開始されるなど、集落排水事業も着実に前進しており、生活環境衛生の向上に大きく寄与しているところである。

また、下水道区域外については、個別浄化槽施設が整備されており、生活環境衛生の向上に大きく寄与しているところである。

④ 環境衛生

*ごみ処理

ごみ処理は現在、会津若松地方広域市町村圏整備組合において処理しているところである。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「磐梯町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」

の規定に基づき処理計画を策定し、町全域・全戸を対象に対応を進めている。

ごみの減量と環境美化の推進としては、廃品回収による資源物の有効活用と平成6年7月から分別収集を7種12分別で開始し、現在では8種16分別を実施している。

家庭系ごみの量は年々減少あるいは横ばいの状況にあるものの、近年では、家電リサイクル法に基づきリサイクル料が必要な家電の不法投棄やポイ捨てが町内各所の人目につきにくい森林部等で多く確認され、不法投棄問題については増加傾向にある。

町としては、地区ごとに懇談会を実施し、ゴミの細かい分別方法を説明し、分別排出の徹底を図り、可燃ごみの減量、資源物のリサイクル率向上を推進していく必要がある。

また、地球的規模の問題となっている地球温暖化についても、一人一人がその問題を自覚し、町の豊かな自然環境を次世代へ引き継ぐ必要があり、有害物質等の流出による環境汚染問題については、平時より町内の工場・事業所等との連携を密にし、安全管理の徹底や緊急時の応急対策を行い、安心して暮らせる環境保全に取り組む。

今、必要なことは将来の世代にわたる影響を考え、環境負荷の低減に努め地域環境保全の取組を推進することが重要な政策課題となる。

* し尿処理

公共下水道及び農・林業集落排水事業により、令和2年度末の水洗化率は85.8%となっている現状にある。未整備地区等の収集処理は民間業者が処理しており、今後は快適な生活環境を作るためにも公共下水道や合併処理浄化槽等の整備を積極的に推進していく必要がある。

⑤ 消 防

* 町消防

町消防団の体制は、4分団180名で活動してきたが、人口減少に伴い消防団員定数の見直しが行われ、4分団165名として令和2年4月1日より施行されたところである。町では、小学校児童による少年消防クラブや企業における自衛消防隊、義勇消防隊(地区消防組織)の活動を含め住民の生命・財産を守り、民生の安定に寄与しているところである。

しかし、通勤、就労による昼間団員の減少により、地元企業においては理解を得られているものの火災や災害時における緊急対応に苦慮する面も多いため、広域消防との連携を密にし対応している現状である。消防施設は、自動車ポンプ(2台)、小型動力ポンプ(14台)、小型動力ポンプ積載車(12台)並びに防火水槽(38基)と併せて町防災行政無線網とお知らせメールを緊急時の伝達手段として整備したところである。

* 広域消防

昭和47年に広域事業として発足以来、今日まで地域における消防、救急活動を遂行しているところである。

しかし、高速道路の開通を含む高速交通化社会の到来とともに観光施設や文化財施設の整備などに伴う交通量の増大、さらには高齢社会の進行に伴う急患対応などにより、令和2年度の広域圏における救急事故件数は1日約22件発生しており、約1時間に1件の割合で救急搬送している現状にある。

防災については、近年の地球温暖化等により全国各地では豪雨、河川の増水、雪崩、地震によ

る大規模災害が発生し甚大な被害が発生している状況にある。町においても、被害の未然防止のための対策を講じ、日頃から防災に対しての認識を深めていただけるようハザードマップを活用しながら地域住民に対して意識の啓蒙に取り組む。また、一人暮らし高齢者等の災害時要援護者の避難支援対策の整備を推進していかなければならない。

⑥ 公営住宅

公営住宅は、現在、67戸あるが昭和28年から昭和30年に建築した古い木造住宅や昭和50年から昭和52年に建築した簡易準耐火構造の住宅、昭和62年以降の中層住宅(6世帯入居型)2棟が中心であり、平成13年度から木造住宅の建替え工事を実施してきたところである。また、平成18年度から人口増加と若年層の定着を目的とし若者等定住促進住宅の建築にも着手し、令和2年度までに42戸が完成している。さらには、子供の数に応じて家賃額を設定するなど若者が定着しやすい施策を講じている。

今後も入居者のニーズに対応した公営住宅の建設が必要となってきている。

(2) その対策

- ① ごみの減量化の推進とともに分別収集の徹底、資源リサイクル運動の推進を図る。
- ② 磐梯町空家等対策計画に基づき、地域の安全確保と生活環境の保全を図り、空き家等の活用を促進するため、総合的な空き家等の対策を推進する。
- ③ 水需要の増大に伴う水資源の確保とともに、未給水区域の早期解消の促進を図る。
- ④ 公共下水道事業、集落排水事業及び個別生活排水事業を実施し、加えて作られた施設が効果を発揮するため接続率(水洗化率)向上を図る。
- ⑤ 河川環境の整備と併せ、公共用水域等の水質保全並びに河川浄化、美化運動を積極的に展開する。
- ⑥ 消防力の充実強化とともに、消防施設等について適正な管理と整備を図る。
- ⑦ 町地域防災計画に基づき防災体制の整備、関係機関との連携強化を図り、地域住民に対して、正確・迅速な気象情報及び避難情報を提供する。
- ⑧ 公営住宅の改築、整備等を推進し、利用者のニーズに即応した住宅展開を進める。
- ⑨ 公共施設の利便性を向上させるため、既存施設の改修や機械設備、電気設備の更新を進める。

(3)事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(2) 下水処理施設 公共下水道	下水道長寿命化事業(公共・農集・林集・個別) 下水道管渠埋設事業(東松山地区)	町 町	
	(5) 消防施設	小型動力ポンプ更新事業 自動車ポンプ更新事業 小型動力ポンプ積載車更新事業 防火水槽整備事業	町 町 町 町	
	(6) 公営住宅	町営住宅整備事業 町営住宅等長寿命化事業	町 町	
	(8) その他	役場庁舎改修事業 役場庁舎空調機器更新事業 公共施設等総合管理計画改訂支援事業 公共施設照明器具更新事業 公共施設保全管理事業 広域消防負担金	町 町 町 町 町 町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「磐梯町公共施設等総合管理計画」に掲げる施設類型ごとの方針との整合性を図りながら適切に実施する。

6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

現在、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は、晩婚化・未婚化による少子化の進行や核家族化、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など著しく変化している。また、保育需要の増大に伴う待機児童問題、仕事と子育ての両立の困難、児童虐待や子どもの貧困問題など、課題が山積している状況にある。

町では、平成 27 年に「磐梯町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「未来をひらく子どもたちの笑顔あふれるまち」を基本理念とした各種子育て支援を推進しているところである。中でも、平成 30 年に「子育て支援センター」を設置し、妊娠期から中学校卒業まで専任保健師が関係機関と連携し丁寧な対話や面談で支援する「磐梯版ネウボラ」を開始した。また、平成 14 年度から保育所での0歳児保育事業の実施や児童館における一時預かり保育の実施、幼稚園では平成 17 年度より幼稚園保育料の無料化、平成 27 年度にはこども館による放課後預かりを実施している。安心して結婚、妊娠、出産、子育てができる環境づくり、子ども・若者が夢と希望を持ち、生まれ育った環境に左右されず健やかに成長できる社会の形成、子育て家庭の不安や負担の軽減、地域社会全体での子ども・子育て支援の充実など、子どもが豊かに育つ環境の整備を推進していく。

一方、日本の高齢化は急速に進行しており、福島県現住人口調査結果によると、県内の高齢化率は 32.2%で、約3人に1人が高齢者(65 歳以上)という状況にある。また、本町においては高齢化率が 37.5%となっており、単身高齢者や高齢者のみ世帯、認知症高齢者等の支援を要する高齢者も大幅に増加し、なお一層の高齢者が暮らしやすい生活環境づくりが課題となっている。

こうした背景の中、町では、町民の福祉の充実、向上を図るため、社会福祉協議会の活動の活性化とともに老人福祉センター及び保健福祉センター整備を行ってきた。

また、介護保険制度のスタートに伴い、平成12年4月に「磐梯町保健医療福祉センター(瑠璃の里)」の第1段としてデイサービスセンター及び在宅介護支援センターを整備し、高齢者のリハビリや健康づくりに向けて安心して生活できる「長寿・福祉社会」の実現に向けて幅広い事業活動の展開を行ってきた。

平成15年11月には、医療と介護、自立支援を兼ね備えた磐梯町介護老人保健施設「りんどう」を開設し、医療を受ける高齢者本人はもとより、介護している家族の負担軽減を図っている。また、一人暮らし高齢者などの心身の健康保持及び生活の安全確保のため、定期的に保健師や介護支援専門員による訪問を行い、生活指導や寝たきり高齢者対策等の推進に取り組んでいる。急病などの緊急時には、迅速かつ適切な対応が図れるように緊急通報システムを導入している。

また、障がい者施策においては、平成30年度で障がい者手帳を所持されている方が身体、知的、精神を合わせ236人おり、その数は年々増加傾向にある。

障がいのある人もない人も、社会・経済・文化等の幅広い分野にわたって共に活動することが本来のあり方であるという「ノーマライゼーション」の考え方と、障がいのある人もない人も同じように暮らし、ライフステージのすべての段階において、その人が持っている能力を最大限に発揮し、その自立と社会参加の促進を目指す「リハビリテーション」の考え方、この2つの考え方を踏まえ、すべての住民が障がいの有無によって分け隔てることなく、相互に人格と個性を尊重し合い

ながら共生する地域社会の実現を目指す。

今後、高齢者世帯や一人暮らし高齢者、障がいを持つ方々が増加していく中で、高齢者福祉サービス並びに障がい福祉サービスに求められるニーズは高度化・多様化していくことから、これらを総合的に組織化した地域のネットワーク化を進めることが重要である。

町では、平成21年度に高齢者、障がい者(児)、さらには要保護児童にいたるまでの総合的なケアと福祉サービスの提供のあり方についての検討・評価等について協議する「磐梯町総合福祉ネットワーク協議会」を設置したほか、老人クラブなど民間団体の活動の促進や、シルバーパートナーセンターを地域に定着させることによって高齢者の生きがいづくりを進め、家族や地域といったコミュニティにおける絆を深めることにつなげる活動を展開しているところである。

また、令和4年12月「磐梯町教育・保育施設再編整備基本構想策定会議」から答申を受け、それをもとに「磐梯の教育再デザイン構想委員会」が設定され令和6年2月に答申、「磐梯の教育」0-15教育基本構想が令和6年9月に策定された。磐梯町の0才から5才の保育環境については、現在は0才から2才が保育所、3才から5才が幼稚園と、通う施設が年齢で区切られており、3才から5才で保護者が就労している児童については、降園後こども館に通えるようになっている。施設が3つに分かれていることは子どもの成長の連続性にとっては関わる大人の連携が取りづらくなる1つの原因にもなっており、保護者にとっても、お迎えが複数箇所になったり環境の変化への対応を求められたりなど、人口が減り子どもの出生率の減少が進む現在には合わない環境であると判断した。そこで、「多様性と包摂性があたりまえにある世界を大人と子どもでつくる」という教育基本構想における基本理念のもとに、0才から5才が同じ場所で過ごすことのできる幼保連携型認定こども園の令和9年度開設を目指す。

(2) その対策

- ① 子育てに対する支援の充実を図る。
- ② 児童福祉施設について、適正な管理と整備を図る。
- ③ 保健、医療、福祉、一体による町民の健康の維持・増進を図るとともに、高齢者の生きがいづくりを推進する。
- ④ 高齢者の人材活用制度の確立とともに、障がい者の社会参加を促進する。
- ⑤ 高齢者福祉、母子福祉並びに障がい福祉の充実を図る。
- ⑥ 高齢者団体活動の活性化を促進する。
- ⑦ デイサービス・在宅介護支援サービスの拡充と併せ、各種高齢者福祉施設等の強化、並びに、適正な管理と整備を図る。
- ⑧ ボランティアの組織化・ネットワーク化を図る。
- ⑨ 世代間、異世代間交流を促進し、地域活力の向上をめざす。
- ⑩ 保健師、ホームヘルパー、介護支援専門員活動の充実を図る。
- ⑪ 保育所と幼稚園を統合し、新たな認定こども園を整備する。

(3)事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 児童館	磐梯町児童館照明器具更新事業	町	
	(2) 認定こども園	磐梯町幼保連携型認定こども園整備事業	町	
	(3) 高齢者福祉施設 老人福祉センター	磐梯町老人福祉センター照明器具更新事業	町	
	(4) 介護老人保健施設	磐梯町介護老人保健施設給湯・床暖ボイラー更新事業 磐梯町介護老人保健施設照明器具更新事業 磐梯町介護老人保健施設空調機器更新事業 磐梯町介護老人保健施設昇降機更新事業 磐梯町介護老人保健施設消防設備更新事業 磐梯町デイサービスセンター給湯ボイラー更新事業 磐梯町デイサービスセンター照明器具更新事業 磐梯町デイサービスセンター空調機器更新事業 磐梯町デイサービスセンター消防設備更新事業	町 町 町 町 町 町 町 町 町	
	(7) 町保健センター	磐梯町保健福祉センター照明器具更新事業 磐梯町保健福祉センターキュービクル設備更新事業	町 町	
	(9) その他	母子保健事業 保健事業 健康増進事業 予防接種事業 障害者福祉対策事業 介護予防事業 地域包括支援センター運営事業 高齢者福祉対策事業 子ども医療費助成事業 少子化対策事業 子育て支援事業 一時保育事業	町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「磐梯町公共施設等総合管理計画」に掲げる施設類型ごとの方針との整合性を図りながら適切に実施する。

7. 医療の確保

(1) 現況と問題点

① 医療施設及び医師の確保

昭和61年に内科医と歯科医を招致、民間医院として地域に根ざした医療活動を行い、平成9年からは自治医科大学から支援を受け、医療機関として地域に根ざした医療活動を展開するため、「磐梯町保健医療福祉センター(瑠璃の里)」構想に基づき、平成12年4月にデイサービス・在宅介護支援センター、平成13年12月に医療センター、平成15年11月に介護老人保健施設を開所し、保健師や介護支援専門員との緊密な連携により予防医療を含めた保健活動に取り組んできたところである。

しかし、会津若松市など周辺都市からの利用が容易であるもの、人口の減少、近隣地域での個人開業医等により町医療センターの利用者も減少している状況にある。

このため、町では、高齢化が進行し生活習慣病が増加する中、生涯にわたり健康で自立した生活を支えるため、予防医療の浸透や疾病の早期発見、在宅医療、医療的ケア体制の充実を図り、町民誰もがいつでも適切な医療が受けられるよう高度医療への対応やICT(情報通信技術)を活用し、休日や夜間診療などを含めた多様化する住民ニーズに対応するものである。また、今後も懸念される様々な感染症についても、感染症の予防徹底とまん延防止に努め、新型感染症等の発生に備え、安心して受診できる医療体制づくりを推進していく。

② 救急医療

広域消防における救急業務により対応されている現状にある。しかし、磐越自動車道の4車線化など高速交通網の整備とともに、磐梯清水平リゾートの営業などによる交通量並びに観光、リゾート客の大幅増加による急患も増加し、また新型感染症による救急搬送も増加しているところであり、患者輸送体制を含む救急医療体制の支援及び強化が必要である。

(2) その対策

① 磐梯町保健医療福祉センターエリアを中心に保健、医療のさらなる充実を図る。

- ・ 予防医療の徹底に向け、保健管理、指導の推進と保健師活動の充実を図る。
- ・ 各種検診、各種予防接種などの徹底により疾病の予防と早期発見、早期治療を推進する。
- ・ 感染症対策に係る診療体制の構築を図る。

② 保健、医療と福祉の連携を基本とした磐梯町保健医療福祉センター(瑠璃の里)の充実強化を図る。

- ・ 高齢化社会に対応するため、介護保険を根幹とする福祉サービスの充実を図る。
- ・ 休日、夜間における診療体制の整備を進める。
- ・ 保健医療福祉施設について、適正な管理と整備を図る。

③ 患者輸送体制を含めた救急医療体制のさらなる強化について、広域圏単位で検討していく。

(3)事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設	保健医療福祉センター医療機器更新事業	町	
	診療所	磐梯町医療センター給湯・床暖ボイラー更新事業	町	
		磐梯町医療センター照明器具更新事業	町	
		磐梯町医療センター空調機器更新事業	町	
		磐梯町医療センター昇降機更新事業	町	
		磐梯町医療センター消防設備更新事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「磐梯町公共施設等総合管理計画」に掲げる施設類型ごとの方針との整合性を図りながら適切に実施する。

8. 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 幼児教育

本町には、町立幼稚園は1園あり、幼児教育のさらなる充実を図るため平成27年度より3歳児から受け入れを開始し、園児数は84名となっている。園舎は平成元年に整備されたが、3歳児の受け入れを機に遊技施設の増築など一部改修が行われ、自然豊かな教育環境の中で幼児がのびのびと学習できる環境づくりをしている。また、幼稚園に隣接して建設されたこども館では、幼稚園降園後保護者が迎えに来るまで、安心して過ごせる場を確保し、英語指導助手と一緒に楽しむ機会も設けている。

② 義務教育

本町には、小学校2校、中学校1校があり、現在第一小学校では8学級131名、第二小学校では7学級52名、中学校においては4学級81名が学習に励んでいる。

また、昭和63年のカナダ国オリバー市との姉妹都市締結を契機として、平成元年度から相互間の教育交流もスタートした。併せて語学指導外国青年招致事業によるカナダ国からの英語指導助手の招致により英語指導も強化され、国際理解とともに国際人としての自覚を体得する教育が実践されてきており、特色ある学校教育や生徒の個性の伸長と学力の向上を図っている。

平成16年度からは、町独自の幼小中一貫教育を導入し、一貫したカリキュラム等により、確かな学習の習得及び一人ひとりの個性と能力を伸ばす教育を行っている。

今後は、GIGAスクール構想に基づき、多様な子どもたちを誰ひとり取り残すことのない、公正に個別最適化された学びの実現に向け、保育所・幼稚園が連携し幼・小・中学校が特色的ある教育を一層充実させ一貫性を見通した教育を推進することが必要である。

* 施 設

第一小学校は、平成元年度までに、オープンスペースを備えた校舎とともに、屋内運動場、プールも整備された。

また、昭和36年建築の鉄筋コンクリート3階建の中学校校舎は、耐震基準の問題もあり、まちづくりは人づくりすなわち教育という基本理念のもと平成26年度に改築工事が行われ新しく学び舎が完成した。

また、学校給食についても昭和63年から共同調理場により、幼稚園から中学校まで完全給食体制を確立している。一方、第二小学校は、昭和28年建築の屋内運動場・昭和33年建築の木造部分と昭和42年建築の鉄筋コンクリート造りの校舎からなっていたが、老朽化が激しく学校敷地も狭く大きな障害となっていたため、平成8年新築移転の整備がされ、校舎とともに、屋内運動場、プールおよび屋外運動場が整備された。

③ 生涯学習

町中央公民館では、各種講座や教室、さらには文化祭などで幅広く活用されている状況にあり、本施設の整備効果は非常に大きいものがある。

生涯学習は、町民の健全で豊かな人間形成と自己充実を図るうえで必要不可欠であり、近年における余暇時間の増大とともに生涯学習の必要性が大きく叫ばれる中にあって、各種講

座等を開催し生涯学習の機会を提供しているところである。

しかし、講座内容が年々固定化し参加者は減少傾向にあり、町民の興味や関心に応じた講座の充実と講師の確保が必要である。

(4) 生涯スポーツ

昭和60年から、町民体育館や隣接して町民グランド及び町民テニスコートが整備され、町体育協会を軸として、各種スポーツ事業活動が積極的に展開されてきており、ふれあい・交流の場として大いに活用されている。

また、平成28年3月には、同エリア内に屋内温水プールを兼ね備えた町ふれあいセンターが整備され、令和2年度には、1,024人の町民が利用され健康づくりの拠点としても利用されている。

しかしながら、野球場などの専門施設は未だ整備されていない状況にあり、これら施設の整備も課題となっており、今後とも、地域住民のニーズに応えるための施策の検討を踏まえ、学生の合宿等の誘致や都市地域との交流促進による新しい息吹を町内に吹き込み、地域活力の活性化を促すためにもスポーツレクリエーション施設の充実等の推進と指導者や団体の育成等が一層求められている。

(2) その対策

① 幼児教育

- ・ 幼児のふれあい交流と積極的な活動を助長し、すこやかで心豊かな幼児の育成を期する。
- ・ 幼児教育施設の適正な管理と整備を図る。

② 義務教育

- ・ 幼・小・中学校の一貫教育により、特色ある学校教育を図り、児童・生徒の個性及び伸長と学力の向上を目指す。
- ・ 国際化など時代の変化に対応した教育の実践とともに、地域間交流並びに国際教育交流の推進を図る。
- ・ 情報通信技術を活用しICT教育の推進を図る。
- ・ 自然と親しむ野外教育や郷土愛を育てる教育活動の推進とともに、個性を伸ばし心身共に健康新操豊かな児童、生徒の育成を図る。
- ・ 学校教育関連施設について、適正な管理と整備を図る。

③ 生涯学習等

- ・ 地域を担う人づくりを推進するため、各種講座及び教室の拡充を図る。
- ・ 学習や文化活動の拠点となる公民館等について、適正な管理と整備を図る。
- ・ 子どもから高齢者まで誰もがスポーツに親しめる機会の充実を図る。
- ・ 社会教育事業推進のための支援活動の拡充を図る。

(3)事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	磐梯第二小学校改修事業 磐梯第一小学校LED照明化改修工事 磐梯第二小学校LED照明化改修工事 磐梯中学校LED照明化改修工事 磐梯第一小学校特別教室空調設置工事 磐梯第二小学校特別教室空調設置工事 磐梯中学校特別教室空調設置工事 磐梯町民体育館照明器具更新事業 市民テニスコート付属施設照明器具更新事業 教員住宅A棟・B棟照明器具更新事業 給食施設 学校給食共同調理場建具等改修工事 学校給食共同調理場調理機器更新事業 磐梯町学校給食共同調理場照明器具更新事業 学校給食共同調理場床改修工事 磐梯町学校給食共同調理場長寿命化工事 その他 GIGAスクール構想整備事業 小中学校校内LAN等整備工事他 NEXTGIGA端末整備事業	町 町	
	(2) 幼稚園	幼稚園LED照明化改修工事	町	
	(3) 集会施設、体育施設等 公民館、体育施設	中央公民館LED照明化改修工事 町民体育館LED照明化改修工事 町民体育館バスケットゴール器具等改修工事	町 町 町	
	(5) その他	生涯学習推進事業 生涯スポーツ推進事業 幼・小・中一貫教育推進事業 特色ある教育推進事業 英語教育推進事業 特別支援教育支援員設置事業 国際教育交流推進事業 国際交流推進事業 国内交流推進事業 市町村対抗各種大会参加事業	町 町 町 町 町 町 町・団体 町・団体 町 町・団体	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「磐梯町公共施設等総合管理計画」に掲げる施設類型ごとの方針との整合性を図りながら適切に実施する。

9. 集落の整備

(1) 現況と問題点

少子・高齢化社会にあって、地域コミュニティが希薄化してきており、集落内においても若者の地元離れが進んでおり、跡継ぎがいなく高齢者だけの世帯が増加している。この問題は集落における過疎問題だけにとどまらず、その地域が持ち得る文化的遺産と伝統行事の継承という意味でも大きな痛手となっている。

住宅については、昭和55年に造成した住宅(更科団地)は完売され、年々住宅の建築が進み、現在、91世帯で1行政区になっている。また、昭和58年に持家対策として造成された山道団地(22区画)は既に全区画住宅が建てられ、平成4年度に造成した新山道団地(24区画)についても全区画に住宅が建設されている。

平成9年度に第三セクター磐梯清水平開発(株)が造成したこぶしヶ丘団地(43区画)については、43区画の全てが分譲終了している。

平成20年度から、七ツ森地区に若者定住促進住宅地を設け、自然と調和した地区へ若者を積極的に呼び寄せる施策に取り組んでいる。

これから人口減少が懸念されるなか本町の特性を活かし、定住と交流人口の拡大を図るため、町の活性化を追求し、様々な要望に対応すべくタウン形成と住宅用地の造成を含めた施策の積極的な展開が必要である。

(2) その対策

- ① 都市的功能を有する住宅ゾーンの整備を図る。
- ② 住宅ニーズやライフスタイルに対応する住宅の整備を図る。
- ③ 集落内小公園の整備を促進する。
- ④ 集落の長所を活かした個性あるまちづくりを推進する。
- ⑤ 自然と人とが調和した魅力と潤いのある町並みの創造をめざし、景観の保全に努める。

(3)事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展施策区分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業主体	備 考
9 集落の整備	(1) 過疎地域集落再編整備	定住促進住宅建設・改修	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「磐梯町公共施設等総合管理計画」に掲げる施設類型ごとの方針との整合性を図りながら適切に実施する。

10. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

芸術文化及び文化財保護において、芸術・文化活動等に対する町民の要望は、余暇時間の増大とともにますます高まりをみせてきており、郷土史の研究やわら細工の伝承といった活動が地道に展開されてきている。

本町には、かつて高僧徳一が平安時代初期に創建した慧日寺があった。明治2年に廃寺となつた寺跡は、会津仏教文化発祥の地として歴史的にも文化的にも非常に貴重な遺跡として、昭和45年に国の史跡指定を受けた。

指定後の昭和54年から57年度にかけて「徳一廟」の解体修理・覆屋建設等を行い、その後昭和60年度からは将来的な史跡整備事業に向けて、指定地内の発掘調査や土地の公有化に着手している。同時に、昭和62年には史跡に隣接して「磐梯山慧日寺資料館」を開館するなど、慧日寺にまつわる文化財の保存・収集・展示活用にも取り組んでいる。平成4年には文化財管理収蔵施設が資料館に付設整備され、文化財資料の収蔵・管理体制も整ったところである。

長年の発掘調査成果をもとにした史跡整備は、平成15年度から本格的に着手している。この中で、平成17年には国（文化庁）の許可のもと金堂の建物復元工事に着工し、平成20年3月には会津仏教文化発祥の礎を築いた慧日寺の初期金堂の雄姿が現地によみがえった。引き続き、平成21年には中門の建物復元が、翌平成22年には古代の慧日寺伽藍を特徴づける金堂前面に広がる石敷き広場の復元的整備が完成し、中心伽藍の1期整備が竣工を迎えたところである。

その後、平成27年度からは、金堂内の展示物として、東京藝術大学との研究連携により丈六薬師如来坐像の実物大復元制作に取組み、平成30年の夏に完成展示以降、連日多くの来訪者を迎えていている。

今後とも史跡地の整備を推進して史跡公園化を図るとともに、散逸した文化財や、歴史的文化的遺産の調査・収集・保存に努めるほか、こうした資料を記録・伝承していくために、町史の編纂を継続的に進めていくことも必要である。さらに、豊かな自然環境を基調とした文化の香り高いまちづくりを進めるうえでは、地域に根ざした伝統文化や民俗芸能の保存・継承はもとより、新しい時代に向かっての芸術文化の創造、各種イベントなどの積極開催により、地域活力の向上と住民の心の豊かさを創造していくことも必要である。

(2) その対策

- ① 国指定史跡慧日寺跡及び同史跡周辺整備事業を推進する。
- ② 歴史的風致維持向上計画に基づき歴史的まちなみづくりを推進する。
- ③ 古文書等をはじめとする歴史史料の保存及び編纂を進める。
- ④ 埋蔵文化財の調査、保存を進める。
- ⑤ 伝統芸能や民俗文化財・無形文化財の保存、継承、復興に努める。
- ⑥ 芸術・文化の鑑賞等を推進する。
- ⑦ 音楽祭、移動芸術展並びに創作活動の展開により、地域住民の心の豊かさを達成する。
- ⑧ 文化財の保存と活用の拠点となる磐梯山慧日寺資料館等について、適正な管理と整備を図る。

(3)事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等	磐梯山慧日寺資料館等改修・リニューアル事業	町	
	(3) その他	史跡慧日寺跡公有化事業 史跡慧日寺跡埋蔵文化財発掘調査事業 史跡慧日寺跡金堂内展示整備事業 史跡慧日寺跡金堂・石敷き広場活用事業 史跡慧日寺跡環境整備事業 史跡慧日寺跡周辺整備事業 歴史的建造物修理事業 旧吉田家住宅周辺整備事業 街なみ環境整備事業	町 町 町 町 町 町 町 町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「磐梯町公共施設等総合管理計画」に掲げる施設類型ごとの方針との整合性を図りながら適切に実施する。

11. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

本町の人口は、昭和の高度成長時代において都市への人口流出等により大幅な減少を招くとともに、その後も減少傾向が続き、過疎指定を受けながら過疎対策事業を重点事業に位置づけ地域の振興、活性化への諸施策を展開してきたが、高齢化の進行や少子化により地域活力の低下が懸念される状況下にある。

こうした中で、町政運営、町民生活など様々な面で解決するべき課題を解決し、誰もが自分らしく生きられる共生社会を実現するために、既存の社会関係資本に加えて、人に優しいテクノロジーも活用した「共創協働のまちづくり」を行うことが重要である。

このため、本町では、共生社会実現に向け、近年一般化しているデジタル技術を手段として活用し、町民本位の新しい行政経営のモデルを実践していく必要があると考え、DX（デジタル ランスフォーメーション）戦略を掲げたところである。デジタル変革を推進するにあたり、仕組み・行政・地域の3点を課題とし、仕組みにおける課題については、デジタル変革を推進する人材、組織、計画の確保。行政における課題は、情報のデータ化、業務の効率化や職員のリテラシーの向上。地域における課題は、町民の生活課題の詳細な把握と町民のリテラシーとそれを支援する仕組みづくりを推進する必要がある。

令和元年11月に全国で初めて自治体最高デジタル責任者(CDO)を設置し、オンラインプレスリリースの強化、SNSの一体的活用、デジタルマーケティングによる寄付増加等の取り組みを行い、令和2年7月にデジタル変革戦略室を設置し、官民共創拠点の整備やデジタル変革戦略室開設オンラインイベント等を開催してきた。

今後とも「共創協働のまちづくり」を念頭に、行政運営における情報のデータ化、業務のICT化を推進し、町民の様々な生活課題を解決し、デジタル技術も手段として活用して町民誰一人取り残さない取組みを目指す。

(2) その対策

- ① 行政のデジタル変革により職員のリテラシー向上を図り、情報のデータ化や業務の効率化を図る。
- ② 地域のデジタル変革により町民のリテラシーの把握と向上推進を図る。
- ③ デジタル変革のための創造的な人材を確保し、共創的かつ多様な働き方を行える環境拠点整備を図る。
- ④ デジタル化により道路台帳システムの構築を図る。

(3) 事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		デジタル化推進事業	町	
		道路台帳システム構築事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「磐梯町公共施設等総合管理計画」に掲げる施設類型ごとの方針との整合性を図りながら適切に実施する。

事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考												
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	<table border="1"> <tr> <td>第1次産業</td><td>農産物ブランド化推進事業 「地域の気候・風土に適した栽培により消費者に信頼される安全な価値ある農産物」の生産を基本に、「磐梯さとやまの慧（めぐ）み」を確立し、各種設定項目により農産物を生産し、さらなるシリーズ化によりブランドの推進を図る</td><td>町</td><td>地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>第三者認証GAP取得支援事業 GAP（農業生産工程管理）による農業の適正利用及び作業手順の確認等により、労働安全の確保や放射性物質対策などの農作業の見える化による持続的な作業改善活動の取得を支援している。 薬草の里づくり 町には、徳一菩薩による開基された慧日寺があり、薬師信仰が栄えた歴史を有している。薬師信仰に由来した薬草の里として、薬草栽培に携わる事業者の所得向上等を実現できる栽培体系の確立を図るものである。</td><td>町</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>農業生産法人設置運営事業 町の農業・農村の維持発展を図るために、担い手の育成・確保、遊休農地の未然防止・解消、農業所得の確保・向上等に対する課題を解決するため、農業法人を設立し社会的信用、農業の継続や発展を図るものである。</td><td>町</td><td></td></tr> </table>	第1次産業	農産物ブランド化推進事業 「地域の気候・風土に適した栽培により消費者に信頼される安全な価値ある農産物」の生産を基本に、「磐梯さとやまの慧（めぐ）み」を確立し、各種設定項目により農産物を生産し、さらなるシリーズ化によりブランドの推進を図る	町	地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。	その他	第三者認証GAP取得支援事業 GAP（農業生産工程管理）による農業の適正利用及び作業手順の確認等により、労働安全の確保や放射性物質対策などの農作業の見える化による持続的な作業改善活動の取得を支援している。 薬草の里づくり 町には、徳一菩薩による開基された慧日寺があり、薬師信仰が栄えた歴史を有している。薬師信仰に由来した薬草の里として、薬草栽培に携わる事業者の所得向上等を実現できる栽培体系の確立を図るものである。	町			農業生産法人設置運営事業 町の農業・農村の維持発展を図るために、担い手の育成・確保、遊休農地の未然防止・解消、農業所得の確保・向上等に対する課題を解決するため、農業法人を設立し社会的信用、農業の継続や発展を図るものである。	町			
第1次産業	農産物ブランド化推進事業 「地域の気候・風土に適した栽培により消費者に信頼される安全な価値ある農産物」の生産を基本に、「磐梯さとやまの慧（めぐ）み」を確立し、各種設定項目により農産物を生産し、さらなるシリーズ化によりブランドの推進を図る	町	地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。													
その他	第三者認証GAP取得支援事業 GAP（農業生産工程管理）による農業の適正利用及び作業手順の確認等により、労働安全の確保や放射性物質対策などの農作業の見える化による持続的な作業改善活動の取得を支援している。 薬草の里づくり 町には、徳一菩薩による開基された慧日寺があり、薬師信仰が栄えた歴史を有している。薬師信仰に由来した薬草の里として、薬草栽培に携わる事業者の所得向上等を実現できる栽培体系の確立を図るものである。	町														
	農業生産法人設置運営事業 町の農業・農村の維持発展を図るために、担い手の育成・確保、遊休農地の未然防止・解消、農業所得の確保・向上等に対する課題を解決するため、農業法人を設立し社会的信用、農業の継続や発展を図るものである。	町														
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	<table border="1"> <tr> <td>公共交通</td><td>生活福祉バス運行事業 町内3路線9便を運行し、交通弱者の足の確保を図る。少子高齢化及び核家族化が加速する中、医療機関、公共施設への交通が困難となっていた。そのため町ではバス事業者と連携し町内域に限りバスを運行している。</td><td>町</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>地域タクシー運行事業 磐梯町では、市民福祉バスを運行し交通弱者の利便性を図っているが、自宅からバス停留所までの移動手段など高齢化が進むなかで更なる課題が生じている。そのため、デマンド型タクシーを導入し、自宅から医療施設や公共施設等に直接行けるような体制を整え高齢者の積極的な活動支援、小中学生の学習・スポーツ活動の支援を図っていく。</td><td>町</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>AIデマンド交通事業 生活福祉バスは今までどおり定時・定路線のバスと継続し、乗合型地域タクシーにAI（人工知能）を導入して、アナログで運行している乗合型地域タクシーをデジタル化し、AIオンデマンド交通（デジタル版の乗合地域タクシー）に変え、公共交通の効率的な運行と利便性の向上を図っていく。</td><td>町</td><td></td></tr> </table>	公共交通	生活福祉バス運行事業 町内3路線9便を運行し、交通弱者の足の確保を図る。少子高齢化及び核家族化が加速する中、医療機関、公共施設への交通が困難となっていた。そのため町ではバス事業者と連携し町内域に限りバスを運行している。	町			地域タクシー運行事業 磐梯町では、市民福祉バスを運行し交通弱者の利便性を図っているが、自宅からバス停留所までの移動手段など高齢化が進むなかで更なる課題が生じている。そのため、デマンド型タクシーを導入し、自宅から医療施設や公共施設等に直接行けるような体制を整え高齢者の積極的な活動支援、小中学生の学習・スポーツ活動の支援を図っていく。	町			AIデマンド交通事業 生活福祉バスは今までどおり定時・定路線のバスと継続し、乗合型地域タクシーにAI（人工知能）を導入して、アナログで運行している乗合型地域タクシーをデジタル化し、AIオンデマンド交通（デジタル版の乗合地域タクシー）に変え、公共交通の効率的な運行と利便性の向上を図っていく。	町			
公共交通	生活福祉バス運行事業 町内3路線9便を運行し、交通弱者の足の確保を図る。少子高齢化及び核家族化が加速する中、医療機関、公共施設への交通が困難となっていた。そのため町ではバス事業者と連携し町内域に限りバスを運行している。	町														
	地域タクシー運行事業 磐梯町では、市民福祉バスを運行し交通弱者の利便性を図っているが、自宅からバス停留所までの移動手段など高齢化が進むなかで更なる課題が生じている。そのため、デマンド型タクシーを導入し、自宅から医療施設や公共施設等に直接行けるような体制を整え高齢者の積極的な活動支援、小中学生の学習・スポーツ活動の支援を図っていく。	町														
	AIデマンド交通事業 生活福祉バスは今までどおり定時・定路線のバスと継続し、乗合型地域タクシーにAI（人工知能）を導入して、アナログで運行している乗合型地域タクシーをデジタル化し、AIオンデマンド交通（デジタル版の乗合地域タクシー）に変え、公共交通の効率的な運行と利便性の向上を図っていく。	町														
12 その他地域の持続的発展に関する必要な事項		<table border="1"> <tr> <td>デジタル化推進事業 デジタル変革戦略に基づき、OODA Loop理論により、迅速かつ可変的に各種施策（戦術）を実施し、共生による新しい行政スタイルの構築と地域住民のUI・UXの向上を図り地域振興に寄与するものである。</td><td>町</td><td></td></tr> <tr> <td>道路台帳システム構築事業 道路網図については、今まで紙で管理してきたが、今後、紙の管理では劣化等が進み維持管理が困難である。このためデジタル化により道路台帳システムを構築し、作業の効率化及び閲覧スピードの向上を図っていくものである。</td><td>町</td><td></td></tr> </table>	デジタル化推進事業 デジタル変革戦略に基づき、OODA Loop理論により、迅速かつ可変的に各種施策（戦術）を実施し、共生による新しい行政スタイルの構築と地域住民のUI・UXの向上を図り地域振興に寄与するものである。	町		道路台帳システム構築事業 道路網図については、今まで紙で管理してきたが、今後、紙の管理では劣化等が進み維持管理が困難である。このためデジタル化により道路台帳システムを構築し、作業の効率化及び閲覧スピードの向上を図っていくものである。	町									
デジタル化推進事業 デジタル変革戦略に基づき、OODA Loop理論により、迅速かつ可変的に各種施策（戦術）を実施し、共生による新しい行政スタイルの構築と地域住民のUI・UXの向上を図り地域振興に寄与するものである。	町															
道路台帳システム構築事業 道路網図については、今まで紙で管理してきたが、今後、紙の管理では劣化等が進み維持管理が困難である。このためデジタル化により道路台帳システムを構築し、作業の効率化及び閲覧スピードの向上を図っていくものである。	町															